
令和4年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

令和4年3月4日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年3月4日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第17号 令和4年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第18号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第22号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第23号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和4年度南部町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和4年度南部町病院事業会計予算
- 日程第13 議案第27号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第14 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 上程議案に対する質疑

議案第3号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第11号)

議案第4号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第6号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第7号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)

議案第9号 南部町消防団条例の一部改正について

議案第10号 南部町特別会計条例の一部改正について

議案第11号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 議案第12号 南部町立上長田、東長田地区集会施設条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 南部町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第15号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 令和4年度南部町一般会計予算
- 議案第18号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度南部町水道事業会計予算
- 議案第26号 令和4年度南部町病院事業会計予算
- 議案第27号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(追加議案)

- 日程第16 発議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第17号 令和4年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第18号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第22号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

- 日程第9 議案第23号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和4年度南部町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和4年度南部町病院事業会計予算
- 日程第13 議案第27号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第14 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 上程議案に対する質疑
- 議案第3号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第11号)
- 議案第4号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第6号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第7号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第8号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第9号 南部町消防団条例の一部改正について
- 議案第10号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 議案第11号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 南部町立上長田、東長田地区集会施設条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 南部町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第15号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 令和4年度南部町一般会計予算
- 議案第18号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

議案第25号 令和4年度南部町水道事業会計予算

議案第26号 令和4年度南部町病院事業会計予算

議案第27号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(追加議案)

日程第16 発議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤原宰君	書記	亀尾真哉君
		書記	石谷麻衣子君
		書記	赤井沙樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	林原敏夫君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	加納諭史君
企画政策課長	田村誠君	デジタル推進課長	本池彰君

防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	芝田卓巳君	子育て支援課長	吾郷あきこ君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	糸田由起君
福祉事務所長	渡邊悦朗君	建設課長	田子勝利君
産業課長	岡田光政君	監査委員	仲田和男君

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第17号 から 日程第14 議案第28号

○議長（景山 浩君） 昨日に引き続き、町長から上程議案の提案説明を受けたいと思います。

お諮りいたします。日程第3、議案第17号、令和4年度南部町一般会計予算から、日程第14、議案第28号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第17号から日程第14、議案第28号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、令和4年度の一般会計予算書と、それからA3判の当初予算の説明資料で説明をしてみたいと思います。

まず、予算書のほうからです。

議案第17号

令和4年度南部町一般会計予算

令和4年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,463,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、7ページを御覧ください。第2表、地方債でございます。財産管理事業、限度額410万円から、次のページの臨時財政対策債、限度額6,190万円まで、合計23項目。限度額総額5億280万円を当初予算としてお願いするものでございます。起債の方法、償還の方法は記載のとおりでございますので、お読み取りをお願いしたいと思います。

次に、令和4年度一般会計予算の全体的な説明を行いたいと思います。A3判の予算説明資料で御説明をいたします。御準備をお願いします。

1ページをお願いします。1といたしまして各会計の予算規模の比較を記載しています。令和4年度一般会計は、歳入歳出総額74億6,300万円を計上いたしております。令和3年度当初予算67億8,200万円と比較いたしまして6億8,100万円の増、前年対比では10%の増額となっております。令和4年度一般会計当初予算総額は昨年を大きく上回り、合併以来最大の予算規模となりました。コロナ禍において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策並びにワクチンの追加接種体制の整備を講じる一方で、コロナ終息後を見据えてデジタル技術などを活用した地域の活性化と住民への生活支援への投資を行います。また、利便性の向上を目指し運行を行う公共交通対策、南部町版しごとコンビニ事業による生涯活躍できる仕組みづくりの実現、地域防災力の向上と防災減災対策などを見込んでいます。厳しい財政状況ではありますが、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活の支援に向けて着実な施策の推進を図りたいと考えております。

下段のほうには平成25年度以降の一般会計予算の推移をグラフにしています。令和4年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響のある中で、地域経済、住民生活への支援などに必要な予算を計上し、最終年度を迎える光ファイバーの整備、またデジタル田園都市国家構想推進交付金など、国の財源を有効に活用した事業により積極的な予算編成としております。

2ページから4ページまで予算の分析表をお示ししています。

まずは2ページをお願いします。2ページです。歳入予算でございます。上段の表で款別の歳入予算比較を記載しています。町税は9億6,996万5,000円を計上し、4,766万9,000円、対前年比では5.2%の増となりました。町の税収がコロナ禍前の水準に戻ると想定し、大幅に増収となる見込みによるものでございます。

次に、地方交付税です。令和4年度は34億7,900万円を計上いたしました。内訳としては下の表で、対前年比で普通交付税が1億200万円の増の30億4,900万円、特別交付税が1億円増の4億3,000万円としております。いずれも近年の決算額をベースに、令和4年度の交付税算入見込額を予算化したものであります。

国庫支出金です。8億1,224万4,000円、県支出金5億6,302万円を計上し、総額で13億7,526万4,000円となり、予算の構成比では18.4%と昨年度と比べ大きな伸びが見られます。国庫につきましてはデジタル田園都市国家構想推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これはテレワークのほうです、これの増。防災・安全交

付金の増、社会保障費関連の負担金の増ということになります。県費につきましては、農業振興関連の補助金の増、参議院議員選挙委託費の増などが主なものでございます。

次に、寄附金です。令和4年度は令和3年度と比較いたしまして2,200万円増の7,200万円を計上します。これはがんばれふるさと寄附金において、平成30年度にインターネット申込みの窓口を増設させていただきました。それ以降寄附金の金額の増加が見込んでおりますので、それによるものでございます。

町債は、予算額5億280万円で、1億6,840万円の増となりました。内訳は下の表、令和4年度は国において臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたことによりまして、臨時財政対策債の発行可能額を1億4,810万円の減といたしました。また、施設の整備・改修に係る借入額の増加、これによりまして臨時財政対策債を含めました前年度比は50.4%の増となっております。

中段には上記の表を円グラフにして図示しています。自主財源は23.6%と低く、また、依存財源の約6割、全体予算においても5割弱を占める地方交付税に大きく影響を受けます南部町の財政構造が御覧いただけるかと思えます。

下段には各項目の前年比較の主なものを記載していますので、御確認をお願いします。

続いて、歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。まず、目的別についてです。歳入同様、上段の表で款別の歳出予算比較を記載しています。予算額で大きな構成比を占めるのは、総務費、民生費及び衛生費でございます。

総務費は17億7,960万5,000円、対前年比では4億8,272万9,000円の増となりました。テレワーク環境の整備と併せ、緑水湖周辺の施設整備を行う里山テレワーク環境整備事業で大きな予算額の伸びが見られます。また、光ファイバ整備事業は年次的に整備を進め、令和4年度で最終年度となります。また、7月に行われます参議院議員選挙に必要とされる経費も計上としており、総務費の対前年比では37.2%の増となっています。

続いて、民生費です。民生費は23億1,808万円を計上しています。対前年比で8,473万3,000円、3.8%の増となりました。社会保障関連の予算で自立支援介護給付事業、障がい児通所支援事業などが増加の要因でございます。

衛生費につきましては9億6,805万2,000円、対前年比で9,156万1,000円の増となります。これにつきましては、へき地拠点病院として指定されました西伯病院の補助金が多額でございます。

農林水産業費は5億6,730万5,000円、対前年比で2,727万4,000円の増額

となりました。増額の要因といたしまして、農業を守るために農業用施設、機械整備の補助の充実を行います。

商工費は2,942万円、対前年比で7,897万2,000円の減。主な減額理由は、令和3年度に新型コロナ対策として行いました地域経済の消費喚起事業の減によるものでございます。当初予算では減額としておりますけれども、地域の実情を見まして適宜対応してまいりたいと思っています。

土木費は3億8,257万2,000円、対前年比で約20.1%の増額となりました。近年の決算状況も参考に、事業精査の上、真に必要な予算計上に努めた結果でございます。通学路の安全対策を目的とした路線の改修事業が主な増額の要因となります。

消防費は5,493万円、1,343万6,000円の減といたしました。主に災害対策事業におきまして、法勝寺庁舎のキュービクルの更新が終了したことによるものでございます。

教育費は6億736万3,000円、対前年比1,337万円の増加となりました。法勝寺中学校バリアフリー化工事に係る費用が大きなものがございます。

最後に、公債費でございます。6億6,017万1,000円、対前年比では1,006万1,000円の増額予算を計上しました。クリーンセンターの建設改良費の償還が本格的に始まったことによりまして増加となっております。令和4年度以降も6億円程度の起債償還が続くものと見込んでいます。これによりまして、公債費の負担が予算に占める割合は大きくなってまいります。

中段、下段には、歳入予算同様にグラフを、各項目の前年対比の主なものを記載していますので、御確認をお願いしたいと思います。

4ページをお願いします。歳出予算の性質別についての記載をしています。義務的経費は、総額30億5,606万9,000円となりました。人件費、公債費、扶助費とも増加し、総額で前年対比では2.1%の増となりました。

投資的経費につきましては、総額で8億5,482万7,000円と、対前年比で99.2%の増と大きな伸びを見せています。目的別予算でも御説明いたしましたが、里山テレワーク環境整備事業、光ファイバ整備事業などの増額によるものでございます。

その他の経費について、別記の記載のとおりですが、補助費等、物件費ともに年次的に増加の傾向にあります。単年度の財政を圧迫する要因ともなっています。また、積立金の増につきましては、ふるさと寄付金への積立額の増によるものでございます。

5ページをお願いします。過去10年間の基金及び地方債現在高の推移をグラフ化したもので

ございます。令和3年度及び令和4年度につきましては見込額でございますので、御承知おきをいただきたいと思っています。

まず、基金についてです。平成28年度までは年次的に基金への積立てが行われてきましたが、歳入面では、合併算定替えの影響による地方交付税、これは普通交付税でございますが、この年次的な縮減と町税収入の減、また、歳出面では、社会保障費等の増加により財政の収支バランスの維持が困難となり、平成29年度以降は基金の取崩しを余儀なくされている状況にあります。令和4年度末見込みで基金の総額は約27億円となり、見込額ではございますが、今後減少してきます。一層の財政管理の徹底を心がけたいと考えています。

次に、地方債現在高に対する基金残高と算入交付税の推移でございます。地方債残高は令和元年度末までは年次的に減少していましたが、令和元年度の複合施設整備事業、令和2年度からの光ファイバ整備事業での合併特例債の借入れなどが大きく影響し増加となり、令和3年度末見込みで地方債残高は65億9,000万円余りとなります。基金の残高は減少傾向にありますが、借り入れる起債の種類を厳選し、交付税算入のある有利な起債を優先して活用していることから、理論値ではございますけれども、算入交付税を含めた基金残高との総額は起債の残高を上回っており、令和4年度末においてもその状況は維持できるものと試算しています。

予算資料での説明は以上です。引き続きまして、予算書のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

令和4年度の予算で特徴的なもの、新規の事業を中心に予算に関する説明書の歳出予算でそれぞれの事業を紹介し、説明とさせていただきます。まず、38ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費でございます。里山テレワーク環境整備事業といたしまして、予算額1億167万7,000円を計上しています。進出企業やテレワーカー受入れ体制の充実並びにテレワーク環境の整備に伴う緑水湖研修センター及び駐車場と虹の村コテージ3棟の改修を行うものでございます。

40ページ、お願いします。同じく9目企画費でございます。しごとマッチング事業です。予算額として2,231万4,000円を計上しています。無料職業紹介事業に加え、南部町版しごとコンビニ事業を開始し、従来の求職・求人のマッチングでは対応できなかった短時間就労のニーズにも対応し、町民が生涯活躍できる仕組みを目指すものでございます。続いて、町営A I デマンド乗合タクシー運行整備事業です。予算額として936万円を計上するものです。中山間地域での利便性の向上と公共交通の充実を図るため、A I デマンド交通システムを導入したいと思っています。

42ページをお願いします。14目合併事業費です。光ファイバ整備事業といたしまして、2億6,290万円を計上しています。高速大容量通信に対応するための光ファイバーの整備を行うもので、令和2年度から年次的に整備を進め、本年度が最終年度を迎えるものでございます。

45ページ、をお願いします。2款4項選挙費です。3目参議院議員選挙費と4目県知事・県議会議員選挙費でございます。本年7月に行われます参議院議員通常選挙費として1,191万3,000円、来年4月に行われます県知事・県議会議員選挙費として、令和4年度分628万円を計上しています。

48ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費でございます。ひきこもり支援事業といたしまして535万2,000円を計上するものです。啓発活動を通じてひきこもりへの正しい理解とひきこもり当事者、家族の方々への相談支援を行うための予算を計上しております。

50ページ、をお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費でございます。自立支援介護給付事業でございます。予算額として3億4,598万3,000円を計上するものです。支援が必要な障がいのある方への福祉サービスの提供を行うものです。

64ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。予算額といたしまして300万円を計上いたしております。引き続き感染拡大の防止に向け、新型コロナウイルス感染予防に係る物品等の購入を行うものでございます。

65ページです。同じく2目予防費。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。委託料を中心に2,232万6,000円を計上しています。3回目の追加接種に向け、ワクチンの接種体制を整えるものでございます。より多くの町民の方々に接種をいただき、生命を守るとともに、日常生活における安心を提供させていただきたいと思っております。

次に、71ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。汗かく農業者等支援事業です。予算額3,032万円を計上しています。所得控除を目標に取り組む農家への栽培促進、施設整備、機械整備の補助を行うものです。特に機械整備につきましては、令和4年度に限り、農業を担うの方々へ元気を出していただくために補助率を引き上げております。これによりまして予算額が大幅に増えているという状況です。

次に、82ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費でございます。防火水槽新設事業でございます。予算額として1,230万2,000円を計上するものです。

次に、86ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。

法勝寺中学校バリアフリー化事業でございます。予算額として2,453万円を計上いたします。これは法勝寺中学校の多目的トイレの設置、段差の解消、スロープの設置などの工事を行うものとなります。

次に、99ページを御覧ください。99ページには給与費の明細書をつけております。特別職の給与費、共済費を掲載しております。前年度と比較しますと、職員数が81名増となっております。これにつきましては、南部町特別職で非常勤の者のものです。中身につきましては、衆議院議員選挙の関係と参議院議員選挙の関係、立会人等でございますけれども、これに伴いましてトータルすると81名の増ということになります。あわせて、給与費もそれに伴って568万5,000円の増を見込んでいるというところです。令和4年度特別職分の予算といたしましては、給与費、共済費を合計いたしまして、1億4,233万円を計上いたしました。

100ページをお願いします。こちらには一般職の給与費、共済費を掲載しております。こちらも前年度対比いたしますと、職員数で7名増としております。これにつきましては、フルタイムの会計年度任用職員を含めた数字でございます。また、米印に記載していますように、括弧内には外書きとして再任用短時間勤務職員、パートタイムの会計年度任用職員の人数を記載しています。

職員数の内訳といたしまして、101ページにア、会計年度任用職員以外の職員を記載しています。イには会計年度任用職員を記載しています。それぞれ括弧内についても米印に記載のとおり、再任用短時間勤務職員及びパートタイムでの会計年度任用職員の人数を記載しているところです。

102ページにつきましては、明細をつけています。会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細を示したものです。会計年度任用職員以外の職員について前年度と比較しますと、中段あたりに記載しておりますが、採用が9名、退職が8名と、合計1名の増ということになっています。

100ページに戻っていただきまして、給与費、共済費ともその増員数に対応して算出をしております。給与費は1,517万3,000円の増、共済費は411万8,000円の増となり、令和4年度の予算としまして給与費、共済費を合わせまして、11億8,026万2,000円を計上いたしております。

また、103ページ、104ページには、令和4年度の予算に対する職員の給料、職員手当の状況を記載しております。こちらにつきましてもお読み取りをいただきたいと思っております。

次に、105ページから108ページにわたりまして、債務負担の状況について調書をまとめ

ております。各施設の指定管理を中心に、戸籍情報等のシステム関係、学校給食の給食調理等の業務委託などなど、複数年度にわたる契約に係る支出予定額を記載しています。また、新たに設定いたしました予算を伴わない債務負担、いわゆるゼロ債の部分も明記しておりますので御確認をお願いしたいと思います。

最後に、109ページです。109ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけています。前年度末、いわゆる令和3年度末現在の現在高見込みを、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債、合計しまして65億4,657万8,000円とし、当該年度中の起債見込額、これにつきましては当該年度予算分プラス前年度繰越予算分、これを加えたものが6億8,530万円、これを追加いたします。当該年度中の償還元金見込額6億3,606万1,000円、これを引きまして、年度末の起債残高見込額を65億9,581万7,000円といたしております。

以上で、議案第17号、令和4年度一般会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。では、国保会計の予算書のほうをお願いいたします。

.....
議案第18号

令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,296,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
それでは、歳出から御説明をいたします。8ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額773万2,000円、前年度より49万4,000円の減でございます。主な理由は、令和3年から結核・精神に係る申請支援委託を国保連合会に変更

したことにより、基本料金と単価が減少したことによる委託料の減でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額234万3,000円、前年度より100万7,000円の増です。来年度から始まります未就学児の均等割、5割軽減に対応するためのシステム改修に要する委託料の増でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、前年同額の8億3,780万6,000円としております。

はぐってもらいまして、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額1億3,600万円で、前年度より985万円の増としております。高額医療の伸びのほうを見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金です。医療、後期高齢、介護分を合わせまして本年度予算額が2億6,521万4,000円で、前年度比較して477万5,000円の減額になります。それぞれの内訳は御覧いただきたいと思いますが、こちらは国が提示した計数により県が算定して確定した納付金になります。

はぐってもらって、6款保健事業費、2項保健事業費、3目健康増進事業費です。本年度予算額117万6,000円で、前年度比較23万6,000円の増です。減塩分析事業の事業費増によるものでございます。

それでは、次に歳入を御説明いたします。5ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税です。本年度予算額1億9,598万6,000円で、前年度比較390万8,000円の減としております。なお、国民健康保険税は歳入歳出の不足額を計上をしておるといふ考え方でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額10億195万9,000円で、前年度比較200万6,000円の減としております。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算9,768万8,000円、前年度比較327万7,000円の増でございます。基盤安定と財政安定支援の増を見込んだことによるものでございます。

14ページの給与費明細書は、特別職の国保運営協議会委員の6名分を掲載をしております。

15ページ以降は職員分を載せておりますので、御確認ください。

最後に、20ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を載せております。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いをしたいと思います。

以上、御審議よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計のほうの説明をしたいと思います。

議案第19号

令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月 3日 提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日 決 南部町議会議長 景山浩

後期高齢者医療は、前年度と比較して2,810万円の増額予算となっております。

歳出から説明をいたします。7ページ、お願いいたします。1款総務費は事務的経費となっております。一般管理費の81万円の増は、4年度は2割負担の関係がありまして2回保険証を送付を行うため、郵送料の増によるものでございます。徴収費の74万円の増は、納付書の様式変更のため、システム改修委託料の増によるものでございます。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金、本年度予算額1億6,757万円、前年度比較が2,656万5,000円の増でございます。被保険者数及び医療費の推移から広域連合が算出したものでございますが、団塊の世代が後期高齢者になることから被保険者数の増が反映されたものでございます。

歳入でございます。5ページをお願いします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億1,817万1,000円、前年度比較2,094万5,000円の増でございます。被保険者の増加を見込んだものでございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予算額5,246万円、前年度比較で632万7,000円の増でございます。基盤安定繰入れの増加によるものでございます。

はぐっていただきまして、6款諸収入の雑入でございますが、保険証の2回目送付分を後期広域連合から手当てをされるということで、収入として見込んでおるところです。

最後に、9ページでございます。債務負担行為で翌年度以降にわたるものにつきましての調書

を載せておりますので、先ほど国民健康保険特別会計で説明をいたしましたように、いわゆるゼロ債でございます。御確認のほう、お願いをよろしく申し上げます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

続きまして、墓苑特別会計のほうを予算書をお願いいたします。

議案第20号

令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算

令和4年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月 3日 提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

墓苑会計は前年度より53万円の減額予算としております。

それでは、3ページの歳入のほうから説明をいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料、新規購入された場合の使用料になります。前年度より52万6,000円減の167万2,000円としております。

2項手数料、1目墓地手数料、本年度予算額は前年度より4,000円減の67万8,000円としております。

歳出のほうですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額85万3,000円で、前年度比較1万5,000円の増でございます。墓苑に係る維持管理費となっております。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金、本年度予算額109万8,000円で、前年度比較40万1,000円の減としております。未使用の墓苑の解約見込み数の減としたものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第21号について御説明いたします。

.....

議案第 2 1 号

令和 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

令和 4 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 2 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 3 月 3 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 4 年 3 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 景 山 浩

.....

それでは、3 ページ目をお開きください。第 2 表、地方債でございます。起債の目的としまして、資本費平準化債と公営企業会計適用債、合わせまして、限度額が 6 , 0 1 0 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

歳出から御説明しますので、6 ページをお開きください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。本年度予算額 1 , 4 8 4 万 2 , 0 0 0 円で、前年度と比較しまして 1 4 8 万円の増額でございます。主に職員給与 1 名分と消費税の納付を支出するものになります。

次に、2 目維持管理費、本年度予算額 6 , 5 0 5 万 2 , 0 0 0 円、前年度と比較しまして 3 3 7 万 3 , 0 0 0 円の減額でございます。これは主に施設の維持管理費になりますが、公営企業会計法適化支援業務として、令和 3 年度に続きまして 4 年度も固定資産の評価を予定しております。

次に、2 款公債費、1 項公債費、1 目元金です。本年度予算額 1 億 3 , 8 5 8 万 6 , 0 0 0 円で、前年度と比較しまして 9 2 8 万 1 , 0 0 0 円の減額でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。2 款公債費、1 項公債費、2 目利子です。本年度予算額 1 , 3 4 5 万 5 , 0 0 0 円、前年度と比較しまして 3 9 7 万 2 , 0 0 0 円の減額です。

次に、歳入を御説明しますので、5 ページをお願いします。1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金です。本年度予算額 3 万 5 , 0 0 0 円で、前年度と比較しましては

同額としております。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目集落排水使用料です。本年度予算額 7, 1 8 1 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 6 9 万円の増額でございます。令和 3 年度の決算見込みより予算の見込みを立てております。

1 つ飛びまして、4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金です。本年度予算額 1 億 4 万 2, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 5 9 0 万円の減額でございます。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道債です。本年度予算額 6, 0 1 0 万円、前年度と比較しまして 9 9 0 万円の減額でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。8 ページから 1 2 ページは給与費明細書を載せております。給与費として 1 名分を計上しております。

次に、1 3 ページになります。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、ゼロ債に係るものがございます。御覧をお願いいたします。

次に、1 4 ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分としまして、1 の農業集落排水事業債と 2 の農業集落排水事業債資本費平準化債、3 の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が 6, 0 1 0 万円、償還元金見込額が 1 億 3, 8 5 8 万 6, 0 0 0 円、令和 4 年度末の現在高見込額としまして 1 0 億 1 4 7 万円でございます。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 2 2 号について御説明いたします。

.....

議案第 2 2 号

令和 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

令和 4 年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 3, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」に

よる。

令和4年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

3ページをお開きください。第2表、地方債です。起債の目的としまして、浄化槽整備事業と公営企業会計適用債を合わせまして、限度額が630万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次に、歳出から御説明しますので、7ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額4,236万1,000円、前年度と比較しまして1万4,000円の減額です。これは主に浄化槽の維持管理費に係る費用と公営企業会計法適化に係る委託料になります。

次に、1款総務費、2項施設費、1目浄化槽建設費です。本年度予算額450万円、前年度と比較しまして56万円の増額です。令和4年度は3基の予定で予算を立てております。

1款総務費、3項小規模集合施設管理費、1目小規模集合施設管理費です。本年度予算額95万2,000円、前年度と比較しまして10万円の減額です。城山と馬場の町営住宅に係る浄化槽の維持管理費でございます。

次の8ページをお願いします。2款公債費、1項公債費、1目元金です。本年度予算額1,254万9,000円、前年度と比較しまして29万8,000円の増額です。

2目利子、本年度予算額321万3,000円で、前年度と比較しまして32万2,000円の減額です。

次に、戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金です。本年度予算額90万4,000円、前年度と比較しましては同額としております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料です。本年度予算額1,986万7,000円、前年度と比較しまして12万8,000円の減額でございます。令和3年度の決算見込みにより予算を立てております。

1つ飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽整備事業補助金です。本年度予算額110万4,000円、前年度と比較しまして同額でございます。

次の6ページをお願いします。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予

算額 3, 542 万円、前年度と比較しまして 82 万 3, 000 円の増額でございます。

7 款町債、1 項町債、1 目衛生債です。本年度予算額 630 万円、前年度と比較しまして 40 万円の減額です。

次に、9 ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。いわゆるゼロ債でございます。御覧お願いいたします。

次の 10 ページでございますけども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1 の浄化槽整備事業債と 2 の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額としまして、起債見込額が 630 万円、償還元金見込額が 1, 254 万 9, 000 円でございます。令和 4 年度末の現在高見込額としまして 1 億 7, 144 万 9, 000 円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 23 号について御説明いたします。

議案第 23 号

令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計予算

令和 4 年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 170, 200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 3 月 3 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 4 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

では、4 ページ目をお開きください。第 2 表、地方債です。起債の目的といたしまして、資本費平準化債と建設改良債、公営企業会計適用債を合わせまして、限度額が 2, 990 万円です。

起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額1,283万9,000円、前年度と比較しまして164万5,000円の増額です。人事異動による人件費の増額が主なものでございます。

2目維持管理費、本年度予算額5,883万7,000円、前年度と比較しまして1,325万4,000円の増額です。令和3年度に続きまして、公営企業会計法適化に係る委託料を計上しております。また、マンホールポンプ施設の改築に係る設計委託料も見込んでおります。これはストックマネジメント事業の実施設計に当たるものになります。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金です。本年度予算額8,357万4,000円、前年度と比較しまして136万6,000円の増額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費、2目利子です。本年度予算額1,490万2,000円、前年度と比較しまして150万1,000円の減額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金です。本年度予算額7万円、前年度と比較しまして1,000円の減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料です。本年度予算額6,744万6,000円、前年度と比較しまして40万9,000円の増額としております。令和3年度の決算見込みにより予算を立てております。

1つ飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金です。本年度予算額176万円で、前年度と比較しまして176万円の増額となります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予算額7,101万4,000円、前年度と比較しまして1,053万2,000円の増額です。

次に、7ページをお願いします。7款町債、1項町債、1目下水道債です。本年度予算額2,990万円、前年度と比較しまして200万円の増額となります。

次に、10ページをお願いいたします。10ページから14ページは給与費の明細書を載せております。職員の1名分となります。

続きまして、15ページをお開きください。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。いわゆるゼロ債でございますので、御覧をお願いいたします。

次の16ページ、お願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の特定環境保全公共下水道、2の特定環境保全公共下水道資本費平準化債、3の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が2,990万円、償還元金見込額が8,357万4,000円、令和4年度末の現在高見込額としまして9億6,995万3,000円でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れたいと思います。再開は10時20分でございます。

午前10時06分休憩

午前10時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、議案第24号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を御説明いたします。

議案第24号

令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

令和4年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

太陽光特別会計は、収入は売電収入でございますので、歳入の4ページから説明をいたしたいと思っております。売電収入は前年度より634万1,000円低い見込みの6,008万8,000円といたしました。経年による安全率を考慮し、減少として見込んだものでございます。

歳出のほうでございます。5ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費、本年度予算額1,541万6,000円、前年度比較899万6,000円の減でございます。修繕と

基金積立ての金額の減によるものでございます。

2 款環境費、1 項環境対策費、1 目環境対策費、本年度予算額 1, 4 8 0 万円、前年度比較 2 4 5 万円の増。区域施策編作成の及び再生エネルギー補助としての一般会計へ繰り出すものでございます。

7 ページを御覧ください。いわゆるゼロ債のほうの調書を載せております。御確認のほうをお願いいたします。

8 ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分は太陽光発電事業債、前々年度末現在高は 2 億 8, 7 5 2 万 6, 0 0 0 円、前年度末現在高は見込額で 2 億 5, 9 5 4 万 2, 0 0 0 円、当該年度中の償還元金見込額は 2, 8 1 5 万 2, 0 0 0 円でございます。これにより令和 4 年度の末現在高見込額は 2 億 3, 1 3 9 万円の予定でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第 2 5 号、令和 4 年度南部町水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページ目から順に御説明いたします。議案第 2 5 号、令和 4 年度南部町水道事業会計予算。

総則。第 1 条、令和 4 年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）給水戸数 4, 0 9 1 件。（2）年間総給水量 1 1 3 万 8, 0 8 8 立方メートル。（3）一日平均給水量 3, 1 1 8 立方メートル。（4）主な建設改良工事は、老朽管路更新事業でございます。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款水道事業収益 2 億 2, 1 1 5 万 3, 0 0 0 円、第 1 項営業収益 1 億 9, 1 0 2 万 1, 0 0 0 円、第 2 項営業外収益 3, 0 1 3 万 2, 0 0 0 円、第 3 項特別利益は見込んでおりません。

支出。第 1 款水道事業費用 2 億 5 5 8 万 6, 0 0 0 円、第 1 項営業費用 1 億 8, 5 4 1 万 8, 0 0 0 円、第 2 項営業外費用 2, 0 1 6 万 3, 0 0 0 円、第 3 項特別損失は見込んでおりません。第 4 項予備費は 5, 0 0 0 円でございます。

次の 2 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8, 5 7 2 万 5, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入4,193万5,000円、第1項企業債3,500万円、第2項出資金693万5,000円、第3項工事負担金は見込んでおりません。

支出。第1款資本的支出1億2,766万円、第1項建設改良費5,010万円、第2項企業債償還金7,756万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、老朽施設更新等。限度額は7,000万円。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

一時借入れ。第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費469万1,000円。

他会計からの補助金。第9条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、937万4,000円である。

棚卸資産購入限度額。第10条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

それでは、10ページをお開きください。令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下の段になりますけども、令和4年度末の資金期末残高としまして3,541万9,000円を予定しております。

次の11ページから19ページまでは給与費明細書を載せております。職員1名分を計上しております。

その次の20ページをお願いいたします。令和4年度南部町水道事業会計予定貸借対照表でございます。まず、資産の部です。1の固定資産と21ページの2の流動資産を合わせまして、資産の合計としまして21億7,759万3,409円でございます。

次に、負債の部です。3の固定負債、4の流動負債、次の22ページの5の繰延べ収益を合計しまして、負債の合計は13億6,695万9,387円です。

続いて、資本の部です。6の資本金と7の剰余金を合わせまして、次の23ページになりますけども、資本の合計といたしまして8億1,063万4,022円。

負債と資本の合計は21億7,759万3,409円としております。

次に、33ページをお願いいたします。令和4年度南部町水道事業会計予算明細書でございます。収益的収入及び支出の、まず収入からになります。1款1項1目給水収益です。本年度予定額1億8,881万3,000円、前年度と比較しまして146万1,000円の減額です。

2、その他営業収益、3、受託工事収益は前年度と同額でございます。

4、水道加入金、本年度予定額66万8,000円、前年度と比較しまして7万円の増額です。宅地造成などの水道加入金を予定したものでございます。

続いて、同じく2項3目他会計補助金です。本年度予定額143万8,000円、前年度と比較しまして12万4,000円の減額です。統合前簡水の起債利息償還に対する一般会計からの繰入れでございます。

次の34ページをお開きください。支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費です。本年度予定額4,352万8,000円、前年度比較しまして196万8,000円の増額です。

2目配水及び給水費、本年度予定額2,056万7,000円、前年度と比較しまして12万2,000円の減額です。

3目受託工事費、本年度予定額200万円、前年度と比較しまして26万1,000円の増額です。県道改良工事による水道管移設工事を見込んでおります。

4目総係費、本年度予定額2,364万7,000円、前年度と比較しまして423万2,000円の増額となります。

次の35ページの中ほどになりますけれども、委託料の水道管遠隔監視システム（オーバーホール）としまして、部品の取替えが増額の主なものになります。

次の36ページをお開きください。2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費です。本年度予定額1,292万8,000円、前年度と比較しまして187万6,000円の減額となります。これは起業債償還利息でございます。

次の37ページをお願いします。資本的収入及び支出の、まず収入になります。1款1項1目企業債です。本年度予定額3,500万円、前年度と比較しまして1,500万円の減額です。これは老朽管路更新事業に係る起債対象、いわゆる本管部分のみの借入れとなります。

2項2目他会計補助金、本年度予定額693万5,000円、前年度比較しまして211万1,000円の減額です。これは簡易水道の企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金でございます。

次の38ページをお願いします。支出でございます。1款1項1目上水道拡張工事です。本年

度予定額5,000万円で、前年度とは同額でございます。これは老朽管路更新事業で、引き続き円山地区で実施をいたします。また、令和5年度から東西町地区で予定しています更新工事の設計費をここに計上しております。

2項1目企業債償還金です。本年度予定額7,756万円、前年度と比較しまして901万5,000円の減額です。これは起債の元金償還でございます。

次に、39ページをお願いいたします。すみません、落丁していたページになります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分としまして、1の上水道企業債と2の簡易水道企業債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が3,500万円、償還元金見込額が7,756万円、令和4年度末の現在高見込額としまして7億207万8,000円でございます。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。それでは、別冊令和4年度南部町病院事業会計予算書をお願いいたします。1ページを御覧ください。議案第26号、令和4年度南部町病院事業会計予算でございます。

総則。第1条、令和4年度南部町の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）病院病床数198床。一般49床、療養50床、うち介護療養病床は16床でございます。精神99床。（2）年間延べ患者数、入院6万564人、うち介護療養病床分が4,555人、これは365日通年でございます。外来5万867人、これは実診療実日数は243日でございます。（3）一日平均患者数、入院166人、外来209人でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益24億8,424万1,000円。内訳でございますが、第1項医業収益が19億301万7,000円、第2項医業外収益が5億8,122万4,000円でございます。

支出。第1款病院事業費用24億8,424万1,000円。内訳でございますが、第1項医業費用が24億2,374万5,000円、第2項医業外費用が6,049万6,000円でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する

額1億2,383万5,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。))

収入。第1款資本的収入8,957万7,000円。内訳でございます。第1項補助金8,517万7,000円、第2項企業債440万円でございます。

支出。第1款資本的支出2億1,341万2,000円。その内訳ですが、第1項建設改良費1,433万1,000円、第2項企業債償還金1億9,908万1,000円でございます。

企業債でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的でございます。医療機器等の整備です。限度額440万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

次に、一時借入金でございます。第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定めるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。医業費用、医業外費用でございます。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費15億1,068万7,000円、交際費90万円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定めるものでございます。

次に、17ページを御覧ください。令和4年度南部町病院事業会計当初予算見積書でございます。収益的収入及び支出。収入。款1、病院事業収益、項目1、医業収益、前年度予定額に930万円増額し、本年度予定額19億301万7,000円とするものでございます。その内訳でございますが、1、入院収益、2、外来収益を増額し、3、その他医業収益を減額とするものでございます。

次は、18ページでございます。項目2、医業外収益、前年度予定額に6,994万4,000円を増額し、本年度予定額5億8,122万4,000円とするものでございます。以下、1から6まで内訳書いておりますが、増額の主なところは他会計補助金6,291万5,000円、その他医業外収益557万3,000円、6、長期前受金戻入額145万6,000円でございます。

以上によりまして、病院事業収益の収入合計、前年度予定額に7,924万4,000円を増

額し、24億8,424万1,000円とするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。款1、病院事業費用でございます。項目1、医業費用、前年度予定額に8,266万円増額し、本年度予定額24億2,374万5,000円とするものでございます。以下、内訳でございます。1、給与費。給与費につきまして、前年度予定額に3,315万4,000円増額し、15億1,068万7,000円とするものでございます。この増額の主な内容は、医師の確保、事務部門の強化、育児休暇からの復帰等に資するものでございます。以下、19ページから21ページまで給与費の内訳を記しております。

次に、22ページを御覧ください。項目2、材料費。材料費につきましては、ほぼ前年並みでございます。2億1,427万5,000円。3、経費、前年度に1,098万4,000円増額し、5億1,227万7,000円とするものでございます。経費の増につきましては、電気料金、燃料、油代の高騰によるものが主であります。

続きまして、25ページを御覧ください。項目4、減価償却費。減価償却費につきまして、前年度予定額に4,869万5,000円増額し、1億7,899万3,000円とするものでございます。これは3年度に導入いたしました新しい電子カルテの減価償却が発生することによるものでございます。5、資産減耗費、前年度から1,112万円を減額し、200万円とするものでございます。これは3年度の電子カルテの資産減耗が3年度に終わることによるものでございます。以下、研究研修費、医業外費用。

以上によりまして、病院事業費用支出合計は、前年度に7,924万4,000円を増額し、24億8,424万1,000円とするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。収入。款1、資本的収入、項目1、補助金。補助金につきまして、前年度予定額に4,059万1,000円を増額し、8,517万7,000円とするものでございます。

項目2、企業債につきましては、前年度から3億1,960万円を減額し、440万円とするものでございます。これは主に電子カルテの導入が終わったことによるものでございます。

以上によりまして、資本的収入合計でございますが、前年度から2億7,900万9,000円を減額し、本年度予定額8,957万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。資本的支出。項目1、建設改良費、前年度から3億1,630万4,000円を減額し、本年度予定額1,433万1,000円とするものでございます。これは電子カルテの終了によるものでございます。

2、企業債償還金、これは前年度並みの本年度予定額1億9,908万1,000円でございます。

ます。

貸付金はございません。

以上によりまして、資本的支出の合計、前年度から3億1,538万2,000円を減額し、2億1,341万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページにお戻りいただきますようお願いいたします。以上によりまして令和4年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下、資金期末残高でございますが、これは令和5年3月31日を示しております。3,006万8,000円を予定してございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。令和4年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和5年3月31日現在でございます。12ページは資産の部でございます。右の列の一番下、資産合計、34億8,618万9,000円を予定してございます。

次に、13ページでございます。上の段、負債の部でございます。右の列、中ほど、負債合計33億7,314万9,000円を予定してございます。

資本の部、右の列、下から2行目でございますが、資本合計1億1,304万円。負債資本合計34億8,618万9,000円を予定してございます。

次、27ページをお願いいたします。27ページから29ページまで給与費の明細書を記しております。お目通しいただきますようお願いいたします。

最後に、32ページ、最終のページでございます。32ページをお願いいたします。企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分は、公営企業債、病院事業債でございます。前年度末現在高、3年度末でございますが、27億6,639万3,000円でございます。当該年度、4年度の増分といたしまして、440万円。減分、償還しますものが1億9,908万円。差引き4年度末の現在高見込額が25億7,171万2,000円を見込んでございます。

以上で、令和4年度南部町病院事業会計予算の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号の御説明を申し上げます。別冊令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算書を御覧ください。1ページをお願いいたします。議案第27号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算でございます。

総則。第1条、令和4年度南部町の在宅生活支援事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者

1, 100回でございます。医療保険対象者3, 350回でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益4, 743万6, 000円。内訳ですが、第1項訪問看護収益4, 503万5, 000円、第2項その他収益240万1, 000円でございます。

支出。第1款在宅生活支援事業費用4, 743万6, 000円、これは訪問看護に要する費用でございます。

2ページをお願いいたします。一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費4, 148万8, 000円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、27万4, 000円と定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。令和4年度南部町在宅生活支援事業会計当初予算の見積書でございます。収益的収入及び支出。収入。款1、在宅生活支援事業収益、項目1、訪問看護収益、前年度予定額に249万5, 000円を増額し、本年度予定額4, 503万5, 000円とするものでございます。内訳でございますが、居宅介護収益は減額、訪問看護療養収益を増額するものでございます。2、その他収益、前年度に200万円増額し、本年度240万1, 000円とするものでございます。これは新型コロナ在宅療養体制協力金でございます。

以上によりまして、在宅生活支援事業収入合計は、前年度に449万5, 000円を増額し、本年度予定額4, 743万6, 000円とするものでございます。

次に、14ページを御覧ください。支出でございます。款1、在宅生活支援事業費用、項目1、訪問看護費用、前年度に449万5, 000円増額し、本年度予定額4, 743万6, 000円とするものでございます。その内訳ですが、1、給与費。給与費につきまして、前年度に206万1, 000円増額し、4, 148万8, 000円とするものでございます。これは主に人的増強でございます。材料費は前年並み。経費につきまして、前年度に240万4, 000円増額し、575万4, 000円とするものでございます。これは賃借料の増によるものでございます。

15ページから17ページまで、給与費の明細書をつけております。お目通しをお願いいたします。

以上で、令和4年度在宅生活支援事業会計予算の御説明を終わります。御審議のほど、よろし

くお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書 22 ページをお願いいたします。議案第 28 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更点は 2 点でございます。

1 点目は、緑水園周辺施設が経年劣化等により老朽化したため、地盤強化及び施設の安定的な運営を通じて誘客の増進を図るために、下中谷・赤谷辺地について事業を追加するものです。

2 点目は、7 つ全ての辺地が対象となっている光ファイバ整備事業につきまして、令和 4 年度から施工が開始となる引込み工事に係る事業費を追加するために計画を変更するものです。

以上、よろしく御審議のほど、お願いします。

日程第 15 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） 日程第 15、上程議案に対する質疑。

昨日 3 日より、町長から上程議案の提案説明がありました。

これより、上程議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第 54 条第 1 項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いします。

なお、御承知のとおり、質疑は議題になっている事件の内容に関するものでなければなりません。議題となっている案件の疑問解明を行う上で必要最低限の範囲で行ってください。

また、議題となっている事件について、討論、表決の前提として内容についての質疑をただすために説明または所見を求める発言となっておりますので、会議規則上、自己の意見を述べることはできないとされています。規則にのっとりた運営となりますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

議案第 3 号、令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 11 号）、質疑はありませんか。

11 番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第3号について、1点だけ。

ほとんどが減額補正予算でして、実績に伴うもんだと思いますが、その中で総務費だけが6,000万も補正で上がってます。電算管理事務費、また基金管理事業費が6,800万もプラスになってますが、これはいろんな事業やった関係で基金が減債基金とかいろいろあります。あれは積めるといように解釈していいかどうかだけで、それだけ1点お願いします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。細田議員の御質問ですけれども、御承知のように交付税が増えたということもございまして、基金のほうを取り崩さなくてもよいという状況になっております。そのため、事業を実施して残りの部分も今後基金のほうに造成ができるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算に対して質疑が2点あります。

1点は、先ほどの細田議員のとも関連しまして、今回の補正予算では地方交付税が増えて、いわゆる基金を崩さなくてよくなったという件ですね。その件についてですけども、今回の……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、すみません、マイク近づけてください。

○議員（13番 真壁 容子君） ごめんなさい。

今回の地方交付税は2億6,993万8,000円の補正です。お答えいただきたいのは、当然基金を当初に地方交付税がどれくらい来るかというの算定なさると思うんですけども、今回も2億6,900万の普通交付税の確定しましたね。予算を見るときに、地方交付税がどれくらい来るのでって次の4年度の分もそこちょっと聞きたいと思うんですけども、こういうふうに見ていると、地方交付税というのはなかなか大変だっというけれども、その分確保されているのかなと思うわけですよ。この今回の2億6,900万という、当初の予定から2億6,900万が増えてきたというのは、普通交付税ってなっていますけれども、大体どういうところで自分たちの思っているところより増えたというふうに感じてるのかというの、考えるかということをやっとお答えください。

2点目は、予算書でいいますと13ページの、これは歳入のほうで言いました国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金、いわゆるマイナンバー制度の分で補助金が確定しましたよということで、357万5,000円が入ってきて、それが例えば12ページ、これは説明分ですね、補正で入ってきました。そのことについて町長にお聞きします。今回のようにこの

社会保障・税番号制度システム、いわゆるマイナンバーカードですよね。それが入ってくるというところで、国は非常にデジタル庁とかがつって動いているんですけども、地方自治体がマイナンバーカードを普及させることによってのメリットとデメリットですよね。私はとりわけデメリットの分をお聞きしたいと思うのですが、地方自治体というのは一番情報をたくさん持っています。もうちょっと言えば、公権力によって所得、それから住所ですよね、そういう個人情報を一番持っているのが地方自治体です。同時に、その個人の情報を守るべきものとして、個人情報保護条例をもって必要なこと以外は流出させないということも、個人情報を守っていくことも人権問題として町の仕事だと思うのですが、こういうふうにマイナンバーカードの進めていく一方で、個人情報の流出ということについてどのように手を打っていったらいいと考えてるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、マイナンバーカードのことについて申し上げます。今回のコロナの中で非常に日本のこのデジタル対策が、特に地方自治、国を通じてのデジタル対策が遅れてるということが露見されたということは、御承知のとおりであろうと思っております。したがって、デジタル対策の根幹としてマイナンバーは進めなければならないと、これは共通認識としてお持ちいただいていると思っております。

しかし、今、議員がおっしゃるように、各自治体が一つ一つそれぞれの個人情報保護条例というものを持っています。この状況によっては前に一步も進まないという状況もあるわけがございます。したがって、国の中で国として個人情報をしっかりと保護をするということを前提にデジタル推進をしていくというのが、地方自治体の長として私は大事だろうと思っております。これまでつくった個人情報というものを今の時代に合わせて全国統一的な個人情報保護というものを改めて日本国として国民に示すということが必要だろうと思っております。

それから、交付税のことにつきましては、今回2億を超す交付税が参りました。これはコロナの影響もあることも当然ですけども、臨時財政対策債の将来負担の返還金も一部含まれてるということで、将来の負担金にもなるものがございますので、一般財源として受けて将来に対して基金も積み立てていくという考えであります。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁がいわゆるマイナンバーの個人情報から返ってきましたので、そこから質問ですけども、町長先ほど述べられたのは、国が進めていることなので自治体が行っている個人情報の保護についても本来は国が基準を示すべきであると、自治体としてはそれを考

えていると、こういうふうにおっしゃっています。

第一義的には町長のおっしゃることが、国がしっかりと見ないといけないということが大事やと思いますが、今私は町長にお聞きしておりますのは、マイナンバーカードがこんなふうに進められていっていますけども、普及割合は全国的に見て4割。その理由は個人情報の流出ですよね。そこに懸念を抱いているということが大きい、いわゆる政治に対する不信ですよね。

意見を言ったらいけないので言いませんが、本来デジタル化とかマイナンバーカードとか、そこに向かっていくのは国民の利便性や権利が守られることと同時に、自治体での職務が整理されて円滑にいくという点ということ等も私は否定しているわけではないのですが、今の段階で町にお聞きしたいのは、町は個人情報の条例を持っていますが、このマイナンバーカードを使っていくときに、個人情報は利用目的以外にはほかに出してはいけない、事前に本人に了解を求める、この大原則はマイナンバーカード導入に当たって町はその姿勢を貫くんですか。そのことが聞きたいです。もし貫かないとすれば、どこでそれを変えていこうとしてるんですか。それをお聞きしたいです。

交付税の分については、町は地方交付税、特に普通交付税についてはなかなか説明ができないということを一貫して言ってきました。今回の2億6,900万円については分かるわけですね。それで、それが臨時財政対策債の返還に来ているんだと、そういうことでしょうか。それで一つ例に、今回2億6,900万来たというのであれば、そのことが臨時財政対策債だと分かる資料があるわけですよね、きっと。そういうものがあるんですか。あったとしたら示してほしいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。まず、今回の交付税につきましては、第1点目が国の増収、国税が増えたといったところで、地方に配分するというのが大きなところです。その中で、配分につきまして基準財政需要額その項目に臨時経済対策費というものを令和3年度に限って創設をされています。その部分に交付税が入ってくるということでこの金額です。

あわせて、町長申しました臨時財政対策債のほうですけれども、臨時財政対策債については本年度南部町のほうでは借入れをしておりませんので、その部分について増額になったとしても、一般会計のほうで受けると、交付税として受けるということでしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。個人情報保護のことに関

してですけど、今、各種マイナンバー法のほうが随時いろいろな面で改正をされています。要はそういったものに使うものであれば、情報連携しなさいよと。これはマイナンバー法以外の法のほうでも、例えば私的な公金口座ですね、こちらのほうの法律も新たに整備されているところでもあります。そして、個人情報保護法自体も、こちらのほうも改正されるというふうには聞いてますし、各種個人情報に係るものも全て一本化されるというふうにはお聞きしますが、具体的な時期とかそういったものについては、まだはっきりお聞きはしてはいたしません。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もしかしたら委員会で聞けることを聞いているのでしょうか。私は細かいことについては委員会で聞きますので、私は町の姿勢として町長の姿勢が大事なので聞いておりますので、そのつもりで町長、お答えください。

一つは、マイナンバーは課長もおっしゃったように条例等を変えなければ、今の町がつくって条例であるマイナンバーを連携してすることはできないはずなんですよ。それで、そこですよ。町長がおっしゃった個人情報は本来国がすべきものっておっしゃいますけども、国はこれを進めていこうとしておりますから、町、自治体が個人の持っている情報の流出を避けるため、個人情報守るための施策をどうして取っていくのかという新たな条例が必要になってくるのではないかと思います。そういう点について町長は自分のところで条例をつくっていく、どこも変えていかないといけないわけですよ。そのときにどういう姿勢で臨むのかということが求められてくると思うのですよ。その点についてはどうでしょうか。今ですら、民間の中では流出が言われていますが、地方自治体の持つ情報っていうのもう半端がないんですよ。それをどうしたら守ることができるのか。守る立場に立っているのか。そのことを住民に分かるように説明していただけないでしょうかというのが一つ。

地方交付税については、先ほど課長がおっしゃったように今回三税が増えて、地方交付税分が上がってきたわけですよ。その分で再配分しますよっていうことですね。基本的には普通交付税ですから、何にでも使えるわけですよ。何にでも使えるわけですね。ということは、こんなふうにお述べになられるということは、地方交付税そもそもどういうふうに入ってくるかということは把握できるわけですよ。これは当初予算にお願いしたほうがいいのか分かりませんが、いつ地方交付税が、町が算定されるとき基準となる地方交付税の台帳等をお示ししていただくことはできないでしょうか。これは次のときに言いたいですか、予算のところでお出しいただきたいと思うのですが、それは次の予算のとき聞きますからちょっと御検討ください。その答弁は結構です。最初の分の答弁をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。個人情報のことについて申し上げます。先ほどから御議論いただいていますマイナンバーに関する法律については、今、国が制定中です。今、南部町や1,700を超える自治体が持っている個人情報は個人情報条例ですので、その上位の法が変われば整合を取るように、各条例は制定を変えなくてはならないと、このように今のところは思っているところです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第4号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第5号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第6号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第7号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第8号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 13番、真壁です。病院事業会計についてここに出てくる内容について、町の姿勢を問いたいものですから町長にお伺いいたします。

今回の本会議3月議会に先立つ全員協議会では、西伯病院のほうから今回のいわゆるコロナに従事するケア労働者に対しての抜本的ないわゆる報酬の引上げもありまして、今、国会で11月でしたか、決まったのがありますよね、待遇改善を図っていくという分ですね。西伯病院はそれを今回その説明をされて、補正予算等の中でも出てきております。

町長は、この件について、これは看護師だけではなくて、いわゆるケア労働ですから介護現場

で働く職員、また保育士、国は学童保育に従事する方も含めて言っています。地方自治体等では本来いわゆる人事院勧告が上位になるのでなかなか難しいということ、どういうふうにしていいかわからないというんですか、そういうこともあると思うんですが、町長は、この国が今ケア労働に対する待遇改善策として出しているこの政策について、町でどのようにしようというふうにお考えですか。それを聞かせていただきます。私、一般質問に通告してるんですけども、基本的な質問だと思いますのでここで聞きしておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。御存じのように、公務員の賃金は人事院勧告で人事院が指し示したものを国家公務員が採用し、それに準じて地方公務員が賃金を変えていくというようなこれまでの流れですので、私はこの流れというのは変わらないと思っています。

今回、唐突にこのようなことが出てきたところには意味があるということは理解しますが、この原理原則を変えた場合に大きな影響が出てくると思います。例えば保育労働者の行政職1表の中で、そのような手当というか賃金をこの際に変えるということは技術的に非常に難しいだろうという具合に思っています。

それから、今病院の中で、補正予算ですので病院の賃金のことに返りますと、西伯病院は聞くところによりますと救急指定病院の数字が一定数を超えてたという概念から、これは該当するということで、これに該当する手当として病院職員に出すということになっています。しかし、これも人事院勧告がどのような対応するのかによって、今後持続するのかどうかということも考えていかなきゃいけない、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 非常に基本的な町の姿勢が問われていると私は感じております。国の施策に対していい点も悪い点も、町長もこれはいいだろう、これはよくないだろうということのお考えはあると思うのです。でも、全体から見て私がお聞きしたいのは、今回国がどうしてこういうふうな、町長は例外だというような言葉が使われておっしゃったんですけども、こういう措置を取ってきたのかということと、ですよ。

それと、政府は地方自治体に対して県を通じて、これは公務員についても適用させることの徹底する文書を送ってきているはずですが、町長はそういうことを含めても人事院勧告で例外なので取り組むことはできないという姿勢を取っているということでしょうか。とすれば、今回国がやろうとしたケア労働についてのこの報酬の引上げ、いわゆる待遇改善を求めるということに対してどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ケア労働全般の皆さんがこのコロナ禍の中で一生懸命身を挺して国民を守っていただいた。これに着目しながら政府は、たしか私の記憶であれば今度選挙公約のような状態ではなかったかなという具合に思っています。もし間違っていたらお許しください。それが人事院勧告を飛び越えて今国からの補助金ということでもありますけれども、各自治体は非常に困惑してるところです。一般民間企業であればこれはぜひ使っていただきたいと思いますが、先ほどから言いましたように公務員労働者の賃金は人事院勧告の流れをもってすると、上がるときも下がるときも、そのようにこれまでもしてきましたので、この流れというものは今後も続けていくべきだと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、これは、かといえ町長にきちっとお聞きしたいものですから、一般質問を通告しております。その中で先ほど言った地方自治体に対して地方のいわゆる地方公務員も対象になるし、それを徹底すべきだという文書の確認をしておいてくださいね。今答えることに答えてないから、それを一般質問で聞きますからそれをお出しください。

そして、少なくとも一般質問で出ておりますから、それを言ってくる根拠、国はどういうことをして地方公務員に徹底させろと言ってるのかということについてもお聞きいたしますので、政党の公約ではなくて、これは政府が決めて国会で決めて取り組んでいることですから、そのことができないと言ってるんですから、どこに問題があるかということ詳しく述べて、私たちが国に意見上げてしやすいようにせんといけんと思いますので、そこはきちっとお述べいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 答弁はよろしいですか。（発言する者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進行します。

議案第9号、南部町消防団条例の一部改正について。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今回のこの条例については、すごく拡充されて大変評価しておりますし、消防団員の方はうれしいと思いますが、これはちらっと説明のときに言われたんかな、隣の町とのを比較してあまりにも低いのでこれに直したと。総務省も恐らくこれは改正があったと思いますけれども、そうなれば、分かった範囲で結構ですが、他町、鳥取県西部の他町、他市と

比べて南部町のこの消防団の報酬はいかがなものですか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。他町との比較ということですね。今回の新たな報酬の改定、これでほかの町も同じような形で報酬の改定をしております。まず、年額報酬、年額報酬については一番下限の金額、これは消防団の金額、これを全て3万6,500円以上にされています。あと出勤に関する報酬ですね、これについても各町村それぞれ検討されまして直されると、改定されるということを聞いています。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 総務省の通達で恐らくされたと思いますが、委員会で結構ですので、他町の分をちょっと調べといていただけますか。あまりにも南部町、低いやな気がしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。委員会のほうで準備をしておきますので、詳細については御報告申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑は。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 板井です。私も細田議員と同じような内容になりますけど、改正される中で分団長が金額は変わらない、ほかと比べて高かったから変わらないということだったんですけど、この辺の整合性というものは説明なりできるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。隣接の町、いわゆる伯耆町とほぼ同じ人口動態と消防団の数ですので、合わせております。その中で、一番下の団員さんの年額報酬をまず、そこを格上げしまして金額を上げました。それによって各職務に応じて、班長や分団長、副団長、団長の金額を対比したところ、そのときに分団長のところだけちょうど逆転しておりまして、逆転しているところからそれを下げるわけにはいかないというところがございましたので、その金額を据え置き、他を改定したという結果でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 総括的質疑に努めていただきますようお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第10号、南部町特別会計条例の一部改正について、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の議案をいわゆる住宅資金の貸付事業の特別会計を一般会計の中に入れてしまうと、入れると。その経過については、いわゆる事業も終わっているということだったんですけども、これは今回新たに社会福祉費、いわゆる、の住宅資金貸付事業費として目として上げられています、お聞きしておきたいのは、こういうふうに特別会計が変わったときにどこの課に持って、どうして社会福祉費のところを持っていくのかということが一つですね。これはほかの課にもまたがることだし、いろいろ意見もあるのでここでお聞きいたします。

それと、今後のいわゆる滞納した分の処理をどのような仕組みでどの担当が当たってしていくのかということについてもちょっとここで聞いておきたいと思うのです。あと詳しいことについて、件数等については委員会で聞きますけども、町の基本的な姿勢としてこの特別会計を閉じるに当たって、今後どこに持って行ってどのようにして今後の回収ですね、それと残った滞納分について、やはりこれは予算上上がってこないとまずいと私は思っているんです、金額として。それをどこに表すのかということも含めて教えていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。この条例の改正につきましては、住宅資金貸付事業特別会計ということで、これを3月31日をもって廃止するという流れです。廃止後につきましては、収入、支出、預貯金については一般会計に引き継ぐというものでございます。

御質問のなぜ社会福祉費かみたいなことだと思うんですけども、一般的な予算のつくり方で、民生費のほうで入ってるのかな。民生費の社会福祉費のほうで処理をしているというものです。これまでどおり徴収につきましては、現状どおり税務課のほうで行ってまいりたいというふうに思っています。（サイレン吹鳴）

あわせまして、西部町村の中で既に起債の償還が終わっているところもありましたので、そういったお話を聞かせていただいて、一般会計の中で処理をしていくという方向にしております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般会計にすることは賛成です。特別会計に置かないですることでも議会からも言っていました。それは賛成なんです。ただ、例えば住民からいわゆるこれまでの

入ってなかった分が入ったときに、それは税務課がするということですね。ということは、委員会にも税務課に私たちは説明を求めることになるのかということも、どこが説明しに来るのかというのもよく分からないのと、今回の予算書で教えていただきたいのは、予算書のどこに、支出のこと分かりましたが、歳入ではどこに上げているんでしょうか。どういうふうに上げてるのかということと、その上げ方ですね、もうそれはないわけです。どうするわけですか。返還終わっているけれども、それは今までに残った未収金についてはどのように扱って予算上ではしてるわけですか。ちょっとその項目を教えてくださいませんか。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。歳入予算につきましては、20款の諸収入、27ページです、の項が貸付金元利収入の民生費貸付金元利収入の欄に、住宅新築資金、住宅改修、宅地取得資金とも滞納繰越し分として予算を計上しております。27ページです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、細かいことは委員会で聞けばいいんでしょう。こういうときに例えば学校給食なんかもそうですけども、このときにはここにはいわゆる滞納して残っている分というのは出てこないわけですよ、予算には。予算で出てきませんね。書く必要がないのかというふうに思うんですけど、今回この場合は。予算上はこうしても、そしたら現在の滞納状況とどれぐらいがどういう状況で今回整理していかなきゃならないというのがありますよね。それまでは税務課がすることできんと思うんですよ、徴収はできても。これをこのままほっといたらいけないので、例えばもう亡くなっている方とかどう考えても収入、これ以上お金払えというのは無理だということについての対応というのは、それはどこがしていくわけですか。そこまで私は税務課するのは無理じゃないかと思ってるんですよ。そういう観点というのはどこが持つわけですか。これは福祉になったら健康福祉課長、課が当たるわけですか。それちょっと教えてほしいんです。どういうふうにしようとしてる。そうじゃないと解決できないと思うんです。もし今決めてなかったら委員会で聞こうか、どこですか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。委員会のほうでちょっと整理して……（「そうですね」と呼ぶ者あり）御説明申し上げます。（「どこまでできる、どこがするかということ教えてください」と呼ぶ者あり）分かりました。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第11号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第12号、南部町立上長田、東長田地区集会施設条例の一部改正について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この12号は、南部町立の上長田、東長田地区集会施設条例の一部改正について、いわゆる新しくできる施設の部屋の利用率等を決めている分ですね。そこで基本、担当に聞くのは中身を聞くんですけども、町の考え方として2つ知りたいことがありますので、町長、どうでしょうか。

いわゆる町の建物を建てる時には必ず利用率とか使用料決めますけども、あと1個、町長の定めるところによって無料になる場合もあるというのやりますよね。町長はその基準というのどこに持っているんですか。担当課が決めることになるかと思いますが、私たちのこれまでの分と、あまり意見言っただけではいけません、住民が求めているのは、町民が使うときは基本的には無料にしたいと、そういうことがきちっと私は書いたほうがいいと思うんですけども、どうして、どうするのか。これ見てましたら、せっかく建て方や物についていろんな意見が私もありますけども、できたものを使うときに、ここを使ったら幾ら取っていく、収益の伴うものだったらいいんですけども、地元の、どういう基準で利用率取る、取らないというのを決めるわけですか。無料になるときあるわけですよ。それは町が認めている団体とか、そういうものになるわけですか。それとも、幅広く住民が集うときにはそういうことは取れないよというふうにするのか。私は取るべきではないと思っているのですが、どうでしょうかというのが一つ。

それと、もう一つ。場所は大きさが違うんですけども、キナルなんぶが建てたときにはこの利用率はエアコン代も一緒にもう入って一律幾らとしているんですよ。これから公共施設こんなふうにするのかなと思ったんですけども、今回出てきたら別々になっていますよね。私は基本的には別々のほうがいいと思っているんですよ。思ってるんですけども、その町の考え方というのは統一なさってないわけですか。どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。2番目の部屋の使用料と冷暖房料に分かれているところなんですけども、今回のこの条例の改正については上長田、東長田の集会施設ということで3施設が該当になるというものでございました。その中で、上長田会館、青年の

家については今までどおりの冷暖房料というところで現行進んでおりますので、今回できるこの両長田会館も今までのところに合わせた形で、冷暖房料と部屋の使用料というところを考え方は別ということで、キナルとは合わせずに現行のものを重視した形で設定したというものになっております。

それと、無料の考え方ですけども、これについては減免の規則がございますので、その中で町長が特に認めるものであったり、福祉であったり、そういった団体に類するもので減免の該当になるというものを申請をしていただいて、そこで認められたものについては規則の中で団体として名称が上がるという形の規則がございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この担当する課のほうから答弁があったんですけども、町長、町とすれば利用料とか使用料使うのはもう各課や委員会で任せてるということでもいいですか。もうそんなもの統一しないよと、好きなように考えてくださいという考え方ですか。なかなか住民には理解しにくいと思うんですよ。

基本はなるべくは、公費を使って建てたということは、大きく見れば住民の税金も使ってしてるわけですから、便宜を図るという点から見たら、町内やその周辺に住む方々についてはお金払わなくてもいいよという町長の姿勢が一番大事、町長が認めた場合できるんですからね。申請の紙を出しとったらいいいよと言いますが、本来住民が使ったりすることについては無料にすべきだという姿勢を広く出したほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

それと、もう今後も公共施設等についての利用料については、各課でいろいろしたことでもいいですという態度でいくということでは了解していいんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。免除団体の認定については、この議会の中でも何度もお話が出てきてると思います。合併以来いろいろな紆余曲折を得ながら今現在免除団体の認定ということにきてますので、これはやはり重要、大切にしなければ混乱が生じると思っています。

直接の事務については、各関係課が連携しながらその辺の目合わせ等をやりますので、私が直接、文字に書いてあるとおり町長がよしというようなことではできない構造になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第13号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第14号、南部町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第15号、南部町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑はありますか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この条例は初めてできたんですけども、この根拠になっているのが鳥取県の犯罪のないまちづくり推進条例、これを基にして南部町でも独自につくったと。要は県の条例でも不備があって、町でもこのようにせないけん、また、南部町の町民の方でもこのような事例が起きて、早ことつくりたくないけんというような背景があったかどうか教えてもらえますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。確かになぜ今かという御疑問もあろうと思います。もともとこれは京都アニメーションで悲惨な事故がありました。そのときに若い世代が、あそこには全国から集まってきましたけれども、その各市町村、各県の対応がまちまちで、これではいけないということで起こったものでございます。南部町としても、加害者は非常に法的に罰せられるまで保護されますけども、被害者またその家族は非常に大きな影響を受けます。自治体としてそういう御家族があった場合、その保護を私たちに義務づけるものだという具合に認識していますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 大変理解できますが、県の条例と南部町の条例で、足らず前っておかしいけど、いろんなことで両方かみ合わせしてええとこ取りしてもええと思いますけども、こういう場合はやっぱり南部町の条例を優先するというように解釈してよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。優先するというよりも、県と一緒にあって連携しながらというような内容の説明を私は受けましたので、そうなると思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第16号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時43分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行います。

議案第17号、令和4年度南部町一般会計予算、質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。今回の当初予算についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが使われていますけれども、今回の当初予算の中ではどのくらい金額になってるのでしょうか。

それと、その中でアフターコロナに使われてる予算はどのくらいになってるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。地方創生臨時、コロナのやつですけれども、今年度当初予算につきましては合計で5,500万余り。その内訳は、庁舎管理費が約1,000万ぐらいかかってますけれども、トイレの洋式化をしようかなというふうに思っていますし、あと地域とつながる未来ラボ支援ということで80万ぐらい。それから、GISのアプリ活用事業でこれも77万円。それからクラウド型被災者支援システム活用で約1,300万円。新型コロナウイルスの感染症対応の物品購入のことで300万。それから、汗かく農業者支援事業、これが一番大きいですが2,850万円。合計いたしますと5,550万3,000円、この部分を新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金のほうで対応しております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） よろしいですか、加藤議員。（発言する者あり）

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。私は、光ファイバーの整備事業が予

算に載っております。これ細かいことについては委員会でも聞くんですけども、委員会では町長が出席ありませんので、見通しありませんから、町長にちょっと所見を伺いたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

昨日の初日の報告で、提案理由の中でもあったんですけども、例のデジタル化が進んで非常に町民にとっては有意義なことだということが言われたんです。私は、高速通信事業というのは、整備というのはそれは現在もそうでしょうけど、今後にとっても必要な事業だと思うんです。ハードについてはそれはいいんですけども、ただソフトのことなんですけども、高齢化してる、私もそうなんですけども、なかなかそのデジタルをどう使うかということがよく分からんわけなんですよ。それについてスマホの何か講習とかそういうのをやられた。それもいいんですけども、しかし、本当に町民がこのことについて、デジタルを有意義に使うことについて、やっぱりもっと丁寧に町民にそのことを周知すべきだと思うんですけども、それについては町長、どうお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私もそのとおりだと思っています。丁寧にやっていかなくちゃいけませんし、さらに岸田内閣が進めるデジタル田園都市国家構想をいち早く地方に進めるという意味合いは、人口が減少し、高齢化が進むこの日本の中で、都市部よりも地方にこそ今やらなければ、地方が暮らし続けられないということに着目したものだとは私は思っています。地域の中で住み続けていただく、暮らし続けていくためのこのデジタル化だと、究極はそういうことを思っています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長のおっしゃるとおりだと思うんです。特に地方の町、過疎が進んでるところでは人口が減ってなかなかニュースというか、やり方というものはそう分らんと思うんです。役所にも車で回れということなんですけども、その必要によって今聞きたいと思ってもなかなかできないと思うんです。そういうことがやっぱりデジタルで利用していいと思いますし、都会なんかで公共交通が発達してる場所はすぐ役所にも行けるんですけど、なかなか行けないような状況なんです。そこで町長がおっしゃるように必要であるということだったら、もっと小まめにやっていただきたい。このことを強く求めるんですけども、日程とかそういうものを組んで、具体的にやられるような考えはないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。詳しくは今後、日程等詳細に詰めて丁寧に対応して

いきたいと思っています。ふだんの暮らしの中にデジタルを持っていくということで、この辺りのところを住民の皆さんと、小難しいスマホだ分からんやなに、そげなことできるわけがないなというお考えの方もたくさんおられると思います。そうではなくて、自分が気づかないうちにデジタルとのつながりの中で暮らし続けられるようなまちづくりというのが、これは理想だと思いますので、その辺りの私たちの考えや、それからそのためにどんなことをしていくのかということ。さらには全てがデジタルでは解決しませんので、ごみを出すときに近所でどうしても助け合っていたきたいという思いも込めて、昨日でしたか、施政方針の中で言いましたけれども、ぜひ集落を、コロナが明けてからになりますけれども回って、しっかりと町長の気持ちや住民の気持ちを一緒になって地域のまちづくりを考えていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど言うのに付け落とししておりますが、私は、今の若い人は横文字にも非常にたけておると思うんですが、私、専門的な言葉使われると全く分からんですよ。そういう中で、懇切丁寧に一定の年齢、年齢が同じような人のよく理解されとる人もあると思うんですけども、私自身から言いますと本当に分からんわけです。どどこをどうしなさいと言ってもなかなか分かりませんので、そういうことも懇切丁寧に教えていただくことを要望しておきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾議員、要望のみは質疑になりませんので御注意ください。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 4年度の当初予算について質問いたします。予算書に出てくる国庫補助金の中、総務費国庫補助金での地方創生推進交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（テレワーク）分、これについてです。今回、地方創生交付金の3,580万は去年よりも少なくなってもここに上程されています。また、新しくコロナウイルスの臨時交付金が5,550万3,000円、これは先ほど加藤議員が述べた分のことですね。次のデジタル田園都市国家構想推進交付金、新しく5,551万8,000円、その下もいわゆる新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金（テレワーク）4,441万4,000円で、このうち地方創生推進交付金の3,580万は、これまでのいわゆるデザイン機構とかそういうところへの負担として、それとJOCAですね、出されています。次、出てきたデジタル田園都市とテレワーク分については、約5,500万と4,400万、9,900、約1億円が里山テレワーク環境整備事業に使われているわけなんですよ。

そこでお聞きします。私の一番今回予算を見ての疑問点は、これまでの地方創生からデジタル田園都市国家構想へ移っていかうとしてるんだなということと、そのお金がどうなっていくんだらうというのが一つの関心事でした。町長にお聞きしたいのは、私たちが国家予算をどう見るかというところで知り得ている情報では、地方創生からデジタル田園都市国家構想にシフトを重きを変えていくと言ってますよね。どういう動きがあるかということ、政府の推進体制では、内閣官房ではデジタル田園都市国家構想実現会議事務局って立ち上げて、そこにこれまであった地方創生のまち・ひと・しごと創生本部事務局を統合しちゃった、吸収しちゃったってこう書いてあるわけですね。吸収してこれまでの地方創生もするけれども、各省庁にあるけども、もう取りまとめなんかしませんよってこと言ってるわけなんです。それでどういう結果になってくるかということ、新しくデジタル田園都市国家構想ぼんと押し出して、そこに先ほど言うようにお金があるからこれ使えますよってこう言ってるわけですね。そこにのっていったのが今回の2つの補助金だと思うんですよ。町長、この在り方見てうちの町は地方創生の当初からまち・ひと・しごと創生本部事務局ですね、国がつけた命名のごとくこの事業に取り組んできたわけですね。取り組んできたけれども、今度は地方創生も出すけれども横に広げてする分になる。もうデジタルとつながっていかなかったらお金が出ないような仕組みをつくってきてるわけですよ。そういう中で、今まで取り組んできた地方創生で地方創生の交付金が半分、町の負担が半分ってつくってきた事業ありますよね。これが確保できる見通して持っていますかということと、あんなに地方創生って言ってやって立ち上げて、もしこれがなくなった場合、その分の負担というのどこかしていくのかということ一つの大きな財政問題になってくるわけですね。そのことについてどういうふうに県や国からお聞きしてるのかという点が一つです。

2つ目は、ここに書いてある里山テレワーク環境整備事業にこの大きな2つを使うって、丸々つぎ込んでここでの一般財源は126万9,000円で、起債は890万。丸々交付金でできるよっていう事業していくわけですよ。これも確認です。このデジタル田園都市国家構想推進交付金の5,551万は、私どもの資料では国と自治体が半分だと書いてあるんですよ。その説明です。これ見る限りは両方とも、国家構想の分もテレワーク分もほとんど100%来るような形に使って、一般財源の町の裏づけなしでもできるってことになっていますよね。これはそのとおりなのかということ。私どもが持っている分とちょっと違うので、少なくともテレワーク置いて、デジタル田園都市は国と地方が半分ずつだと、2分の1の補助だって書いてあるんですよ。それについてどうなのかということね。どういうふうな指示があっただけのことしてるのかということですね。

3つ目です。このデジタル田園都市国家構想の推進交付金5,551万8,000円が出ておりますが、この中では、国の資料ではデジタル実装タイプとテレワークタイプに分けています。これ両方使ってるわけですね。そういうふうに見ていいわけですね。デジタル実装タイプではどういう面に使えるかという、交通、農業、産業、医療、教育、防災等におけるデジタル活用で、地域課題を解決する取組に支援していくと書いてあるんですよ。ここで一番聞きたいことです。こういうふうにより地域の課題を解決する取組に交通や農業や産業、医療、教育、防災、こういうふうに入っているんですけども、ここに緑水園を選んで緑水園を改修することがこのどこに入るんですか。これを最優先するという位置づけが総合計画の中からも出てくるのかという点ですね。その点についてはどのようにお考えか、3つ目。

4つ目ですね。地方創生テレワークタイプってどう書いてあるかという、サテライトオフィスの施設設備等の取組を支援する。なるほどここには虹の村コテージをテレワーク環境を導入するために使うって書いてあるんですね。恐らくこれに使うんだらうなと思うんですけども、ここにはどう書いてあるかという、交付金活用の企業と地元企業の連携事業に対応する助成を拡充すると書いてあるんですけども、ここには少なくとも都市部、23区なんかでもすごく手厚くしてるなと思って見たんですけども、これは民間と何らかの連携を結ばないとできないという補助金なのではないですかという問いなんです。これについてどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長の本池でございます。まず、第1点目、地方創生推進交付金のほうがデジタルのデジ田と言われますけど、田園都市構想交付金のほうに移行していくのではないかと。議員の言われるとおり、今、まち・ひと・しごとの一部のほうがデジタル庁のほうに入ってやっているのは事実でございます。ただ、その今、地方創生のものが全て入ってるかという、具体的に言いますと今まで地方創生でテレワーク、このたび上がってる分ですね、この分につきましてはデジ田、デジタル田園都市国家構想推進交付金のほうに移行されました。そこは取りあえずまず1点目のところでございますね。

2点目のところにつきましては、今回のこの予算のところですが、これに対象となる事業は、言われるとおりデジタル田園都市国家構想のほうでは2分の1のほうが国のほうが負担、残りが地方負担ということになってますが、残りの2分の1の80%部分につきましてはコロナの特別枠で使ってもいいですよということになってます。さらに、じゃあ最後の1割はこれは自主財源でもいいですよということになってます。

そして、3点目ですが、デジタルのタイプ1のほうですね、こちらのほう緑水園の話が先ほど

ありましたが、このデジタル田園都市国家構想のデジタル実装タイプですね、これは緑水園のは含まれてません。このたび上げてるのはA I オンデマンド交通の部分で、これを今手挙げをしまして、この3月中に採択になるかどうかという答えが来るということです。

あと、民間との協働、4点目のところですが、これがデジタル実装タイプ、実を言うとこれがタイプ1、タイプ2、タイプ3というものがあります。まず明確に示されてるのはタイプ1でありまして、タイプ1というのはお金をもらうにはハードルは当然高いんですけど、要件としましては大きなものは来年度中に実装しなさいということと、今までほかの自治体がやった優良事例集、それをまねてやりなさい。ですので、独自に今からアプリを開発してとかそんなものは対象外ですよ。もうそのときに優良事例がつくれたアプリとかを使ってやればそれでオーケーですよ。その中で、民間との連携というのは一応実施計画書にも入ってるんですが、大きな判断にはならないというふうに言われてます。それは次のデジタル実装タイプ、タイプ2、タイプ3、これは補助額も上がりますし、割合もタイプ3になったら3分の2まで上がってくるんですが、こちらになりますとそういった民間とかそういったところと、あと相互連携した、例えば役場内で相互連携した取組とかそういったものが強く求められるというふうになってますが、タイプ2、タイプ3につきましては詳しい要綱等はまだ出ていないという状況であります。このたびうちが上げてるのはテレワークの部分とタイプ1の部分。タイプ1はA I オンデマンド交通ということになります。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。デジタル推進課長が一通り詳しいところ説明しましたが、私のほうからは里山テレワーク環境整備事業に伴う内訳を再度もう一回ちょっとお知らせしたいと思います。

今回使わせていただくデジタル田園都市国家構想推進交付金で、先ほど真壁議員言われたとおり、地方創生テレワークタイプというものを現在申請をしております、採択されましたら今の歳入の予定をしているもので予算充当するという形になっております。2分の1が基本の補助率でございますが、令和3年度のこの補正予算については、漏れなく残りの2分の1の80%が新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金が充当されると。この地方創生の推進交付金、おんなじような名前が出てきますけども、都道府県や市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額割当て分とは別枠で、国が持っているものを充てましょうというものがこの令和3年度の補正予算については漏れなく対応してもらおうという形でございます。残りの財源については辺地債ということになっておりますので、ハード部分については辺地債を充てて今回一般財

源で126万9,000円、辺地債の充てられない部分が一般財源部分ということになるものでございます。

次に、この地方創生テレワークタイプの今回は標準タイプというもので申請を上げているものです。これの基本的な研修センターを今サテライトオフィスということで申請を上げているんですが、基本的なルールとして2025年度末のサテライトオフィス等を利用する企業数を設定しなければなりません。その企業数は所在都道府県外の企業が1社以上、そのつくったサテライトオフィスを使ってもらおうという契約を結ぶという形というものを設定して申請をしているところでございます。

それから、緑水園などのそういった計画がある中でなぜこの優先的にここ、この補助金を使ってそれを使ったかということでございます。企画政策課と産業課のほうでも連携を取りながら、緑水園周辺の計画ということをもともと昭和52年の自然休養村事業というところが基になってる計画の中を大きく見直しをかけている最中ということでございますが、中でもこの研修センターについては今までの活用の実績でポテンシャルの高い施設ではあるんですけども、なかなか収益に結びつくことができなかつたということがございます。そういった中で、公共施設等総合管理計画を組み立てる中で、今年度個別施設計画の見直しも行いました。その中で、研修センターは今後転用も可能な施設として残していこうということになっておりまして、そういった各種計画と照らし合わせながら、年明けのこのデジタル田園都市国家構想推進交付金のテレワークタイプの説明を聞いたときに、まさにどんぴしゃで使える交付金だということで研修センターと、またそれに付随する今回のコテージ3棟をこの交付金を使って予算化をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目の、いわゆるデジ田と言われてる分ですね。その分をしたんだけど、地方創生の今までの交付金から見たらテレワーク部分だけであとの分あるから、基本的にはこれまでのお金が地方創生交付金として出ますよってということなんですか。だとすれば今回、去年から比べて地方創生交付金が減ってきたというのはどういう理由ですか。どういう理由で地方創生交付金の交付額が減ってきたのか。テレワークタイプの分が落ちたというんでしょうか。とすれば、去年までの地方創生交付金の中でのテレワーク分というのはどれだったんでしょうかということですよ。細かいこと聞いてるようですけども、一番大きいのは、1億1,000万って大きいんですよ。それを聞いています。それが1番目ね。

2番目は、なるほど2分の1だけでも、そのうちの8割まではコロナのお金が見えるよという

ことは、いわゆる新型コロナウイルス感染症対応、テレワーク分4,441万4,000円がそれですね、それ特別に来たという分でしょう。ということは、コロナの名前がついているんだけど、このデジタルと新型コロナの分は全て緑水園周辺の改修等、テレワークに使ってるということになるわけですね、そういうことになりますよね。いや、あったみたいに、デジタル田園都市の国家構想の5,551万8,000円の内訳聞かないといけないと思うんですね。交通網もあると言ったんですけども、この中に出てきているのは半分のうちの8割を4,067万のテレワークの分で補ってるわけですね。その後の部分というのは、1割でしたか、890万の起債と一般財源1,120万の、あとは全部推進交付金入れてるじゃないですか、デジ田の。

ということは、今回幾ら以前から緑水園のことを研修センター等を改修しようと思ってたと言っただけで、天から降ったようなこのお金を使ってやったほうがいいというふうに南部町は選択したわけですね、町長、そういうことですか。私が一番聞きたいのはそこなんです。これまで町の課題というのは、一番は緑水園を改修することにあっただけですか。今、農業問題や医療や福祉や教育、様々な問題がありますけれども、そこにこれからのデジタルをどういうふうに有効に使っていかうかということ考えなかったわけですか、そこを聞きたい。これを第1として、来ているほとんどに近いお金をこの緑水園に使っていく、これがアフターコロナでコロナのお金も使っているということが住民に説明できるとお考えでしょうか。それが第3点目の分ですね。

4点目は、これも3点目とつるんで、どう読んでも、全協のときにもお願いしたんですけどもね。これは民間1社でもいいんですけど、民間と連携して民間が来てテレワークができるという場所をつくっていくということで、誰か来ないと話にならんわけですよ。ということは、そのような民間と連携して町にどのような経済的な効果があって、人を雇う雇用があって、住民の、町民の福祉の向上に役立っているのか、これについてどうお考えでしょうか。デジタルが推進することを行政の利便性や住民の福祉の向上には私はつながると思っているんですよ。でもやり方やとも思っています。そういうことで考えれば、やり方の順序が間違っているのではないかということについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。デジ田の交付金、それからコロナの臨時交付金のこと、テレワークのことについてですけども、この交付金は昨年まであったコロナの臨時交付金はそれぞれの市町村に幾らという割当てがあって、それをいろんな事業に充てれますよ、コロナに関係するものに充てれます。それはそれぞれの自治体で考えてくださいということでしたが、このデジタル田園の交付金と今回のテレワークの交付金といいますのは、こういった事

業をしたいからということで自治体が手を挙げて、その補助金みたいなものですね、取りに行くということですので、先ほど課長が申しましたように緑水湖周辺の開発をしていく中で、今このテレワークの交付金が該当するのではないかとということで、手を挙げて申請をしてやっているのでございます。

それから、テレワークのほうで民間との連携ということですが、先ほど申しました2025年までに1社入ること、契約をするということがKPIとしてありますけれども、今の時点ではそれが確約されたものでなくても、いろいろと候補があるという話をさせていただくという段階でも申請できるということで申請させていただいてるものです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 副町長、おっしゃいますけれども、補助金取りに行くときって何でも手挙げていくわけでしょう、決まってる以外は、これやりたいとこう行くわけですよ、それを言ってるんですよ。国かって、今デジ田でお金をつくったりテレワークで何百億円っていうのつくってますけども、2回も3回も手挙げて南部町に1億円以上来るといふこと、ちょっと考えにくいわけですよ。だとすれば、こういう制度があってそのときに飛びついたので緑水園の改修だったというわけでしょう。それがなぜ優先としてそこに行こうとしたかって、それしかできないと思ったわけですか。これ見てたら、はるかに私も見てて思ったんですよ。交通、農業、産業、医療、教育、防災、あらゆるところに工夫したらそのデジタル化や、やっていくところに貢献できる補助金なんではないんですか。それをどうしてこの時点で緑水園のところだけに使っていくのか、そのことが住民の利益になるということを説明せんといけんと思うんですよ。会社もまだ分かってない、2025年までに1社と契約したらいい。1社と契約したらどれだけ町民にお金が潤って、雇用が増えて、地域もよくなるという見通しが示せるんですか。そのためにやってるわけでしょう。申し訳ないけども、これ改修に乗っただけやなと私思ってます、正直言って。そういうお金を国から来るからいいということでも、これ国の税金です。町はもっと有効に使えるように、医療の分野、農業の分野、ほかのところでもこういうこと考えなかったんですか。そのことをお聞きしたいんですよ。

それで、何とか契約して1社と言いますが、産業をつくるということではありません。人が雇用して、よその人たちがコロナになってもテレワークできるような場所を提供しようってことだけじゃないですか。それよりも、第1次産業を興していくようなところにデジタル化のこのお金が使えなかったんですか。そのことについてもお答えください。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、賛否に関わる意見は控えてください。

お答えください。町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員が今おっしゃった直線的に緑水園の周辺整備にこれはチャンスだと向かったということではなくて、全体の農業や防災やいろいろなメニューはたくさんありました。先ほどもデジタル推進課長のほうからあったように、膨大な、実装をしなければならないということです。今既にあるメニューの中からそのどれかを選べと、テレワーク以外はですよ、テレワークはまた別個の話です。その中でいろいろな選択肢を持って検討しましたが、一つ一つの中でその制度を入れたときのランニングコストであったり、条件として非常に難しいものが多うございました。

その中で、今やるのにA I タクシーのこのシステム、昨年ちょうど長野のほうで視察に行きまして、実際やってるその姿を見て、今のようなデマンド交通をやり始めたばかりで非常に恐縮なんですけれども、5年間その長野の町もやったんだけど、結局やはりドア・ツー・ドアを求めて行って、今こうやってます。今は人工知能を使ったということがうまくやれますよというのを課長たちと見させてもらいました。ですから私らにもその、これだったら町民の皆さん喜んでもらえるんじゃないか、実装できるんじゃないかという思いも持ってそれをしました。

それから、緑水湖周辺ですけれども、南さいはくは今回の一般質問の中で出てきてますけれども、人口が急激に減少する中で、緑水湖周辺の先ほど言いました観光開発で地域を支えていこうというようなところで一生懸命頑張ってもきました。しかし、限界もあるわけです。老朽化の限界もある。あのまま、では投げてしまうのかどうかということも、この議会の中でもお諮りしたところ。決して建物を建てるのは目的ではありません。これからその中で例えばコテージの問題もありますので、コテージ等に来られる方たちに今、先日ちょうど日本海新聞が20代、30代の皆さんに対する意識調査というものを上げていました。友人や家族との関係であったり趣味であったり、そういうものに非常にエネルギーを割くというんですか、会社でのお付き合いだったりお酒を飲んだコミュニケーションは嫌うというような、露骨に、そうではないかなと私たちがうっすら考えていたことが明らかになったことからしても、今までの緑水園を中心にしたやり方ではいけないだろうということは、1年間のコンサルタントの結果の中からも出てきたところでございます。

ですから、地域の中でどんなコンテンツをつくりながら一つ一つを積み上げて、例えば里山環境を案内するガイドの皆さんでも仕事が生まれるかもしれません。それから、地域の中で農林業を営む方たちに、そういうその趣味や環境に非常に興味を持っている世代の皆さんですので、そういう里山を抱えている緑水湖周辺の大きな一つの、これを観光と呼ぶかどうかは別ですけども、

環境に触れ合うような機会が新たな地域のお金、それから仕事につながることも可能性があると思っています。今後1年間かけながら建設と同時にしながら、地域の振興協議会やそれから各環境団体の皆さんというのですかね、地域を大事に扱っていただいている皆さん、町民全体の中でそういうコンテンツをつくりながら仕事と結びつけていきたい、こういう思いで今やっているところでございます。ぜひ御賛同いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この分析表から質問させていただきます。真壁議員と半分以上かぶりでしたが、その中でももう一度深めてまいりたいと思いますが、さっき言われました2ページ目の、真壁議員が指摘されました新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が560万減額、地方創生推進交付金が650万減額、新型コロナ感染症地方創生交付金が2,200万減額、デジタル都市国家推進交付金が5,500万増額、あとと言われたとおりですが、増えるのは今見たら大体分かりましたが、南部町でこの新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金が560万、地方創生推進交付金が650万も減るということは、すごい影響が出るんじゃないかなと思っていますが、あとの交付金については真壁議員の説明で分かりましたが、南部町は地方創生交付金ですごくいろんな事業やっています。コロナのやつワクチン接種国庫でも結構頑張っていますが、この影響があるんじゃないかと思いますが、それに対してどうか。

それと、あと地方交付税の件です。普通交付税が1億200万の増額見込んでおられますね。特別交付税も1億円の増額見込んで予算立てておられますが、何か特別交付税というのはいろんな事業とかいろんなことしたとき出るんだないかなと思いますが、普通交付税も1億円が出る。何か根拠があるのかなと思いますが、分かったら教えていただきたい。それと、これが歳入の件ですね。

3ページの歳出の件ですが、今真壁議員が言われました、歳出の里山テレワーク整備事業1億円、これは中身は今説明で分かりましたが、この後、今まで予算がゼロで新しい予算がついたのがしごとマッチング事業から光ファイバとかまでがずっと出てますが、これが町長の新しい今年の仕事かなと思っていますが、その下の民生費の中で、分からないのが2つあった。児童手当がなぜ700万減らないけんのか。法勝寺児童館運営事業が1,000万も増えてる。これはJOC Aに委託したからかなと思ったりしてますが、その辺の件はどうなんですか。

それと、消防費で防災アドバイザー雇用というのが350万入ってますね。我が町は優秀な防災監がおられるのに、これでまだ南部町は怖いかなと思って補填されるのか、また新しい事業に基づいてそういうことされたのかお聞きしたい。

それと、農林水産費ですが、今、米の問題ですごく町内にぎわってますが、町長の話では、汗かく農業者支援事業で2,770万、今回予算入ってます。去年は260万でしたね。約2,000万の差でこういう小規模農家を含めた農業施策がこれで賄えるのかどうか。またそのほかにあるかもしれませんけども、その点をちょっとこの農林水産業、特に農業について、一般質問もあろうとは思いますが、教えてもらえませんか。

それと、教育費です。この中に三角が2つあったのびっくりしましたね。児童生徒の就学援助とか少人数学級対応事業は279万とか200万減額になってますね。少人数学級のは国か県が補助金を出すようになったので、これでその辺で相殺したんじゃないかなと思うのですが、生徒の就学援助やちが減額になった。これは今年、中学1年生入学されるときに制服の補助を出されますが、それとの関連があるのかどうか。

今ばあっと言いましたが、それぞれにちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 細田議員、総括質疑をお願いします。（発言する者あり）

企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。私のほうからは、地方創生推進交付金の内容についてです。

今年度4,239万7,000円から、令和4年度は3,580万1,000円ということで減るんですけども、この推進交付金については令和2年度の申請によって令和3年度からの採択で3年間の事業を行う予定にしています。総事業費で2億5,000万円ぎりぎりのまでのところで、その半分が推進交付金で受けれるというものでございますので、各年度の事業によって、たまたま令和4年度は若干少し金額的なところは落ちてるんですけども、令和5年度までもきちんと推進交付金の額は確保して事業の予定は立てているというような内容でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。細田議員の御質問で、ここの予算の説明資料ですけども、前年度の当初予算と比較をしております。そのため、補正についてはこの中入っていませんので、その分をちょっと加味していただきたいと思っております。

交付税の部分につきましてですけども、普通交付税1億ちょっと増える予定にしています。その中身が、国から示されたものでございますけれども、令和3年度と4年度比較しまして基準財政需要額のほうは減ります。ただし、普通交付税の総額、これは要するに臨時財政対策債、それと普通交付税、これを足したものでございます。その中で、臨時財政対策債は、予算の説明でも

行いましたけども圧縮されてきている。逆に普通交付税のほうは増えるという現象が起きてまいりますので、その分加味しまして1億ちょっとでございます。

それから、特別交付税のほうも予算の説明でいたしましたけれども、西伯病院のへき地病院に対する特別交付税が参るといったところでの積算をしている。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。教育関係で減額のところにつきましてでございますが、まず少人数学級につきましては、国も少人数学級を進めていく、併せて県は30人学級を進めていくということが新聞報道等ございましたが、これには一定の基準がございますので、その基準に合致する学年、クラスが来年度は1クラス、1学年だけであるということですので、これは年によって増減をする場合がございますが、来年度についてはそれが該当は1クラスであるということでございます。

それから、就学援助につきましては、3月補正でも減額補正をしておりますが、実績に合わせたものと若干の生徒数の減ということでございます。詳細についてはまた委員会等で御説明をさせていただければというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業の問題について総括的に申し上げます。米価の下落の問題が非常に市場をにぎわしていますけども、米価ばかりではなくて野菜も非常に影響を受けてますし、果樹も影響を受けている。そういうこの中で、私どもどう対応するのか非常に迷いましたが、もう1か月もすれば皆さん暖かい中で農地に出て行って令和4年の作付の準備に入られると思います。その中で、前を向いて元気に農業を営んでいただくためには、これまで少し大型農家にのみ支援が傾いていたと言ったら言い過ぎかもしれませんが、重点的に配分していました農業機械に対する支援を、1年に限ってですけれど拡充したらどうかという思いがあります。2,800万で2分の1、上限20万を想定していますので、約、総額としては5,600万円ぐらいの事業になろうと思っています。それが全てではありませんけれども、これからの春、そして夏の農地の中で元気出していただきたいと、そういう思いを込めて創設したものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 防災監の件は人事案件みたいなことになると思うので、委員会でいいです。

町長、農業の1年限りを云々ありますが、これで農家の人が納得されれば僕何にも言いま

せん。農家の人がこの当初予算見られて、この予算配分見られて、米価下落の分、これで何とか頑張っただけえけんってやな調子、ことができるように、ぜひともお願いしたいと思います。

それともう一点、一つ引っかけたことがあります。真壁議員との話をお聞きしまして、里山テレワーク整備事業で1億、緑水湖周辺のバンガローを3棟して研修館直してというのも予算に入ってます。これはその周辺整備とか全然関係ないとぼろっと言われましたが、そしたらつじつまが合わんやになあやな気がします。議会から緑水湖周辺の整備事業、きちっと立てた上でいろんな事業してほしいということを同僚議員からもいろんな議員からも言われまして、その過程で今日、全協のときに産業課から出ました資料の緑水湖周辺エリア活性化活動計画骨子というのがあります。そこに、これは来年もかけてきちっともうちょっと肉づけされるそうですが、4番の施策の案の中にワーケーションの環境整備というので、テレワーク環境整備というのちゃんと載ってんです。こういう大本があってこれも可能であり、そこに国庫補助とか全て入れた対策ができてここで施策ができるというように持っていこうと、国の補助金があるからやったということになるとつじつまが合わんやな気がしますが、この考えと執行部の考えはこの辺は違いますか。産業課が今度は困るような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私がつじつまが合わないような表現を使ったのであればお許しください。今回のデジ田の関係の中では2本ありまして、1本が住民全体に対して公共交通の課題を何とかクリアしたいと。その中で防災だとかいろいろなメニューは確かにありましたけれども、住民の暮らしの中で、この地域の中で医療に行ったり買物に行ったり、そういう中で多様な交通網整備の中で今、町内の交通網の中ではやはり電話をしてバスに乗ってバス停で待っててごせというのは非常に少し厳しいな、無理があるなということが思いました。ですから、今回のA I オンデマンドバスの申請にこぎ着いたのはそういう思いがあります。

それと、もう一点は、先ほど言われました緑水湖周辺の問題です。1年間協議を重ねてきていただいています。その中でターゲットを絞ると、課題もたくさんもありますけれども、その中で今回のような補助金を使いながら運営していく、それでその運営の中で、当然物を作るのが目的ではないわけですから、町内全般のいろいろな力を持った方たちがおられます。南部町の持つ里地里山の魅力であったり、それから星空であったり、そういうものをきちんとコーディネートをして、求めて来ていただく人に提供する、その中に人の動きの中でお金が動く、暮らしが豊かになる、そういう絵を描いて進んでるところでございます。

産業課の構想は構想できちんと持っておりますし、それと必ずこれは一体とならなければなら

ない問題だとも思っていますので、ぜひ御理解もいただきたいですし、詳細について説明の足りない部分があればまたしっかりと説明しながら進めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第18号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年度の町国民健康保険事業特別会計予算について、質問いたします。

国民健康保険の特別会計は、県が一本化になったことにより中身の予算見ても、中身が以前と比べてなかなか分からないところがあります。詳しいことは委員会で聞くんですけども、町長、私が町長にお聞きしたいのは、予算書の4ページのところをちょっと見てくださいますか。これを見ましたら、令和4年度で計画するのは国民健康保険税が1億9,599万1,000円、いわゆる町民から、被保険者から入ってくる保険税が1億9,599万。1つ飛んでその下の10億195万9,000円というのは県の支出金で来るわけですね。ここをちょっと、あと繰入金もちょっと置いといて、歳入が12億9,600万円なりますと、歳入がですよ。ここで見ると、1億9,599万の健康保険税を払うのはうちの町でやってるわけですね、税を集めている、税額を決めて。歳出になったら、今度は保険給付費、いわゆる今3割負担を個人がして、あとの保険給付費が9億8,522万ですよと、こう書いてあるわけですね。

ここからですよ。今までと違って国民健康保険事業費の納付金というの、県にうちは1億9,599万の税金を集めて県に出すお金は2億6,521万4,000円ですよと、そうですよね。言うてみれば2億6,521万を納付金として上げとったら様々な国庫補助金やいろいろ使って県が支出金として10億来るわけですね、ということですよ。とすれば、町長、どこもそうだと思う、県に上げる納付金のお金が税金全てで賄えんわけですね。この金額は、繰入金、今法定繰入れ入れてそれを見ながら保険税を見てと思うんですけども、ここでいく限り、今回は納付金下がってきている。医療費の保険税がちょっと上がって保険給付費もちょっと上がるんですけども納付金下がりましたよと、これはどうも前年度で見るかららしいと思うんですけども、今後上がってくる可能性ありますが、このいわゆる納付金のお金さえできれば、町とすればこれ払ったらいいわけですね。そこに健康保険税がどれだけ入れないといけないとか、例えば一般財源からの繰入れは幾ら入れてもいいとかということについては、基本的には町村独自で考

えられるということに立てれるわけですね。その確認したいんです。そういうことになりますよね。それが法的にいけないということではないですね。その確認です。

それと、その確認と、もう一つは、8ページ見てください。これは後期高齢者も一緒なんですけども、今回は未就学児の対応ですね。未就学児については半分にしますよと、いわゆる人頭税という分ですね、私たちが言ってる。それをするために機械のシステムを変えないといけないので189万3,000円を委託費として出しますよと書いてありますよね。

これ、ふと思うんですよ。委託料に189万のシステム変更して、一体どれだけのお金を下げてやれるんですかと思ったら、恐らく189万ないはずなんですよ。そうですね。言ってみたら、システムは多かろうが少なかろうがいろんなお金が要って、これを今のところ国から来るのか知りません、一般財源で持っている。ところが、これをしたところで未就学児を半額減らすためにした金額というのは189万3,000円にもいかないはずなんですよ。

これどう思いますか、町長。本当にするんだったら、システム変更してこんだけしないと経費がかかることするんだったら、もっと下げなさいよって言いたいんです。こういう、語弊ですけども、システム改修っていうことになればこういうことが同じく後期高齢でも起こってくるんですよ。大きいところはともかくは知りませんが、詳細分かったらより分かりやすいと思うんですけども、たくさん子供もいない中で189万3,000円も下がるもんじゃないのにこのお金を使ってやっていく。このお金は私は全額国費じゃないといけないと思うんですけども、一般財源になってますけどね。町長、これどう思いますか、この現象。するのであれば例えばもう子供の人頭税全部やめるとか、そういうことをしてくれなければ経費対メリットでいえば経費のほうがよくかかるんです。そういうことちゃんと小さな町として国に言っていきませんか。これどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。納付金と国保税の関係なんですけど、大体は真壁議員おっしゃられたとおりなんでございますが、納付金を納めるためにやはりこの税部分、不足部分は税でという考え方でおります。

ただ、この納付金の認められる部分ですね、足りない部分を算出する方法につきましては、町独自でということではございませんで、認められている歳入の国からのお金ですとか県の交付金とか、それと経費につきましても、納付金にプラスしてこの部分は財源が充てられないので算定の中に入れてくださいとかというルールがございますので、町独自で決められないということを申し上げたいと思います。

それと、歳出のほうの先ほどのシステム部分なんですが、この予算書自体のこの書き方といいますのが一般財源という具合になってるんですが、これも直接充てるところが国保税の表記、予算書の表記がちょっと正しくできてないというところで、財源部分については財源で頂いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長が説明して下さったんですけど、私は納付金を勝手に変えられて言うてんの違うんですよ。納付金は県から言うてくるお金は払わないといけないというルールですよ。私が言うてるのは、納付金と国民健康保険税の差額分、結局国保税足りない分は税金でするんですけども、その税に求めるか繰入金に入れるかというの、もう町独自でいいという制度として見てもいいのではないかということ言うてるわけですよ。要は何が言いたいかって、保険税を、足らず前を全部保険税でするのではなくって、一般会計等から入れることも可能ではないかということ言うてるんですよ、この仕組みでいえば。もしかしたら無理難題言うてるのではないかと思うか知りませんが、町長うなずいてますけども、どこでも考えることですよ。納付金払うんだから、それどうするかって町独自で考えてもいいじゃないかと、そういうことを一度言うていいんじゃないかと思うのでどうかということ、もう一つは、先ほど言ったみたいに当然この未就学児の減額の分についてのシステム費用の委託料は189万3,000円、国から来ると思うんですけども、こういう国がやってるってこういうことなんですよ。下げるの本当少し下げるだけで、システム改修のお金をばんと使って行くわけですよ。これは私はぜひ言ったほうがいいと。それに見合うような減額を認めるとか、そういうことをしていくべきではないかということ言うべきではないでしょうか。するたびにシステム改修でどこにお金行ってるのか知りませんが、国費が動いて、住民にはほんの少しの影響しかないわけですよ。それぜひ改善を求めていくというようなこと言うてほしいと思うのでどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。みんなで支える社会保障制度ですので、国民健康保険としての制度を維持するためには、一定の国を通したルールがあるということで御理解をいただきたいと思っております。町が、一つの自治体がやり方を変えるということは困難ですし、無理だということです。

それから、先ほど2点目に言われましたベンダーですよ、この問題は今国の中でも非常に大きな問題になっているところだと思っています。ぜひ今後行政システムが新たに改築というんですか、されますので、全国共通のシステムになるということです、その辺りのところの改善

はもう絶対的なものだろうと思っています。小さな改修に100万、200万のお金をかけるのは、議員がおっしゃるとおり非常に無駄な点が多いと。そういうことを改善する目的もある行政のシステム改修だという具合に思っていますので、またそちらの辺でも御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、というのはここしか言えないので言うんですけど、私は全国で一本化せっていうの違うんです。一本化したら余計にこういう無駄が見えないところで起こってくる。もうそれは専門家も指摘してるじゃないですか。このデジタル自身が民間にどれだけお金行ってるのか分からないとか言われてて、そういうことやっちゃったら、一本化しちゃうたら一本化で莫大なお金がこのシステム改修にどんどんどんどん使われていくことになるわけですよ。そう言ってるのではなくって、町独自でこういう改めて出すとき、例えばシステム改修を自分とこでこだけお金使うというのであれば、もっと自分とこに合ったような減額をしても、普通考えて百何万使おうと思ったらそれに見合うような実績出したいですから、例えば子供全部無料にするとかなくしてしまうとか、そういうこともあり得るようにするとか、そういうことを言っていくのが地方自治の立場ではないかっていう意味で言ってるわけなんですよ。

申し訳ないけれども、国のデジタル構想に幻想を抱いたらいけません。町村にとっての、自治体にとっての何がメリット、デメリットになるかということ考えていかなければ、手の届かないところで操作されたら分かりませんので、そのことは自覚していただきたいと思いますが、町長、デジタルにあんまり幻想を持つな。この意見についてどう考えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） デジタルに私も幻想を抱いてるつもりは全くありませんが、これからの日本社会の中で力を発揮してもらいたいという期待は持っています。また、乗り越えなくては行けない問題でもあろうと思っています。ぜひそういうその期待を実際に、こういうことなのかとよく見える形で、また具体的な説明をしっかりとしていきたいと思っています。

今真壁議員が言われたようなコストがかかるという問題については、また私どももしっかりと考えながら、ただ一つ一つのベンダーがこの国保システムを使いますと、もうその会社1社が握り締める、そしてその構成市町村の中で割り算が出る。ですから全国で共通であれば、私が想定するところですよ、そこがどこが中心で一つ直せば、1,718で割ればいいわけですからコストは安くなると、私はそういう具合に思っています。また考え方は違うかもしれませんが、またの機会に御議論いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第19号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この後期高齢も全県で広域になってなかなか姿が見えてきませんが、町長、私が問いたいのは、この10月からですか、3割負担が始まるわけですよね。（「2割負担だ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、2割負担が増えるということですね、そうでしょ。（発言する者あり）2割負担が増えてくるわけなんですよ。それで、この点についてどれぐらいの影響があるかという数等をつかんでいらっしゃいますか。

先日町内の方に言ったら、医療費が3割になった方が、これまで3,000円払ったお金が9,000円払わなくなったら、やっぱり幾ら3割負担払うということはほかの人よりたくさん年金があるんだというふうには何ぼ理解しようと思ってもこの負担はえらいといって、病院に行くのを見合わせてるという方がいらっしゃったわけですよ。そのときに、やはり医療費の負担増というのは年金暮らしの方にとっては、どれだけ現役並みとはいってもなかなか大変だと思ったんですけど、町長はどんなふうにつかんでいらっしゃいますか。例えば町内でこの2割負担になった場合、どれぐらいの影響があるというふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今この場で正確な数字の資料を持って来ておりませんので申し訳ありませんが、令和3年の8月の集計で300名程度が2割負担になるという具合に記憶しております。また委員会で正確な資料は出したいと思っております。また所得がこれから確定しますんで、多少の変更はあるという具合に御理解ください。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。後期高齢の中の2割負担は、幾ら現役世代並みといえども負担が2倍になるわけですから非常に厳しいなという具合に思います。ただ、一方でこの後期高齢を支えるのは医療保険の中で分配を若い世代から全ては取って責任を持って分配を受けているわけですから、これから後期高齢を迎えて医療費が増える部分が、一方的に支え手の若者たちの生活を圧迫するようなことがあってはならないという思いも持っています。その辺りのこのバランスの問題だろうと思いますけども、ぜひ皆さんがお互いに支え合いながらこの保険制度を維持していくことが重要だろうと思っています。支え手の中でも限界に達して、致し方なく現役世代の

所得の多い方に御負担をいただくということを御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は例えば医療費をどう見るかというときに、負担は大変だけれども、若い方の支えを考えたら致し方ないのではないかと、ところからそろそろ卒業したほうがいいのではないかと、いうふうに私は考えるわけなんですよ。

例えば一つの町にあるとして、ここに高齢化率が進んできてるわけですよ。75歳以上の方々も増えてくることもあるわけです。それを考えたときに、負担が増えるということと、さっきも紹介したみたいに医療費の持ち出し分が、自己負担分が多くなればどうなるかといったら、医療にかかる率も少なくなってくるわけなんですよ。

それを考えたときに、町の責任者として町民にとっての医療や健康やまちづくりを考えた場合、どういうやり方がいいのかということになれば、国は大きな力で2割負担求めてきていますが、例えば高齢化の町の首長さんたちは、これでは困るんだということをやっぱり上げていくべきではないかと思うんですよ。そういう人たちも一緒になって、若者についての支えがどうのこうのって言いよったら、もう医療費の、特に医療費に対するターゲットは激しいものがあると思いませんか。公立病院持ってるものとしてもそういうところについては世論をつくっていくためにも、若者かお年寄りかではなくて、こういう医療費や社会保障費を全部出せと、全部といって言い過ぎですね。減らすなど、そういうことは言ってもいいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。それ言ってほしいということに対してどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほども言いましたように、限界に達してるだろうなということは意見が一致するところだと思います。町村会等でもそのことを申し上げていますし、各団体がそのことを言っています。

一方で、やはり医療という大事なものを守る上で、日本はこれまで保険制度という社会保障をベースにしながら、税を投入する、直接の税で運営するような、海外の一般的にありますけども、それを選んできました。今、若者がと言いましたけども、今全世代型になって、子供たちを育み支える若いお父さん、お母さん方に税をもっと投入しようという意見もあります。今度は逆に高齢者の皆さんがその負担をまたしなければならぬ、そういうこともあるのかもしれませんが。そういうこれまでも保険制度でやってきたわけですから、この保険制度を今、税制度に変えることはできないという意味からも、やはり全国民が一定の負担をしてやっていく、そしてこの保険制度というものを守っていくということで御理解いただくしかないだろうなと思ってます。医療の

限界点は十分私も分かってるつもりですので、いろいろな機会でそのことは申し上げていきますけれども、保険制度を住民の皆さんも御理解いただきながら、この保険制度を守ってほしい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。一つ課長に求めたいと思いますが、今も真壁議員が影響額を委員会出せって言われました。一緒に、経過措置があるはずですので、1割から2割にぼっと上がる、事務的に上がるんじゃないしに、経過措置があると思いますので、それも一緒に提出していただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第20号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計予算、質疑はありますか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この予算見ましたら、だんだんと墓地を返す人が増え出して、あの墓苑自体経営するのが大変になってき出したんじゃないかな。今後の町の方針とか政策とかは議論されておられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一時まで墓苑が足りない、一時は墓苑を広げなくちゃいけないんじゃないかという議論もあったように思いますけれども、今それが多くの方が墓まいを進めておられるというのが私どもの目の前で始まったなと改めて思っています。この流れは止めようもないと思いますので、今後の墓苑の運営にもし支障が来すようであれば、今後の墓苑の在り方というものも根本から考え直していかなくちゃいけないと思いますけれども、今のところ運営上大きな問題は生じてないという具合に聞いていますので、将来の課題として今後詰めていきたいと、こう思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第21号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第22号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第23号、令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第24号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計予算、質疑はありますか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。現時点で長期ビジョンはつくられていますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 休憩をじゃあ、お願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回10年……。何といったらいいですかね、太陽光パネルの撤去費を今後の事業者は義務化されたということで、積立では電力会社が積み立てるというような仕掛けだったと思います。したがって、そのために積み立てるんだということであって、10年後のこういう目的があって町が別個に積み立てるということをその場で言ったものではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、現時点では10年後は廃棄するか、それとも新たに継続するか、そういうビジョンはまだつくりだされていないということなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。残りが10年が近づいてきていますので、十分にその辺りのところも点検、評価をしながら20年後をどうするのかということも議会とともに検討していかななくてはいけない時期に来ると認識しています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第25号、令和4年度南部町水道事業会計予算、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 一つだけ、申し訳ない。建設水道課長さんにお聞きしますが、現予算で2億2,000万ぐらいの予算で、キャッシュ・フローが期末残高3,500万ございしますが、その3,500万で何とかぐるぐる回るよ、大丈夫か、心配か、その辺だけ。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。一般的に言いまして、キャッシュにつきましてはいわゆる1年間で返す、その年に返す企業債に見合った分だけのキャッシュが必要という具合に企業会計では言われていますので、償還が1億ありますのでおよそ1億が必要でございますが、その1億がないからといって資金ショートということは起こりませんので、これまでどおりの更新事業のペースでいけばショートというのは4年度中は見込んでいないと、想定してないということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は資金ショートはしないということで確認していいですね。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。絶対起きないかということになると絶対というのではないと思いますけども、通常3年度、それより以前といったような運営状況でいけば、この3,500万の見込みどおりにいくんであろうと、ショートということは起きないだろうという具合に踏んでるところでございます。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第26号、令和4年度南部町病院事業会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 病院の件について、町長にお聞きします。

令和4年度の南部町の病院事業会計では、病院の病床数198床をしています。御存じのようにこれまで公立公的病院の病床削減の動きがコロナの中で一旦はとどまったように見えても、や

はり22年度に向けても事業として行っていくということが政府の姿勢でも出ているところです。

これに対して都道府県知事会や全国市長会等は、今回のコロナの問題で公立病院の果たす役割が見えてきて重要性も見えてきたということも指摘して、ある一定の余裕がなければベッド数に、対応できないんだということを言って厚労省にいわゆる路線変更を求める声を上げているわけですよね。

私は、町長も同じ考えですよということの再確認と、ここには21年の10月に厚生労働省はこれまで統廃合を促された436病院がどのような対応を取っているかということを集計出してるわけですよ。いわゆる納得して、ちょっと数字上げましょうか、それでよければうちの西伯病院はこのどこに入ってるんですかというのを聞きたかったんですけども、統廃合を促された公立公的436病院のうち83の医療機関が病床機能転換や病床削減に合意したと。92の機関が合意による措置済みだと。うち44機関が見直す必要がないとしていると、こう書いてあるんですけども、うちの西伯病院は現時点ではどのような態度を取ってるということが国に映ってるんでしょうかという質問です。

まず、町長の所見をお聞きしてですが、その後半のことについて病院のほうでしかお答えにならないようでしたら教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まず、副町長との所見を申し上げます。この424の病院については、地方の公立病院を名指しで必要ないというふうに公表したということで、私も直接厚労省に行って、文句という言葉は悪いかもしれませんけども異議を申し立てています。

ただし、この424公立病院を除いて日本のこの医療全体からいえば、議員の皆さんもよくよく御存じのように今回のコロナで機能不全を起こしています。世界最大のベッド数を持って医療水準も非常に高いこの西伯病院をはじめ日本の病院の中で、結局病院の中でコロナに患って亡くなっていく方が数万人もいたということは、これはやはり日本の病院、医療の大きな欠陥が露呈したものだろうと思っています。

それはやはりつくったときからの急性期対応の病院があまりにも多くて、現実これだけ高齢化が進んだ慢性期に対しての医療が不十分だと。また、感染症に対しても対応がふだんからできていないといったことが明らかになったと思っています。そういう意味でこれからの時代に合った高齢化の社会を支えるための公立病院にバージョンアップするんだという意味合いで、西伯病院にはこの改革改善プランというものについて前向きに取り組んでもらいたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。当初は424病院発表された以降、一貫して西伯病院は198床病床を確保するというスタンスであります。

この424を発表されたときに、一番私ども西伯病院としては憤りといいますか、要するに半分は99床は精神病棟なんですけど、そこは全く触れず、病院名を発表された。繰り返しますけど、198床は堅持しております。ただ、この中でやはりよりいい医療を提供するためのベッドの内容でございますね、これについては424が発表されました2年前の9月26日でしたかね。あの時点で既に当時急性期10床……。地域包括ケア病床を10床持っておりましたが、この10床に急性期から5ないし10床、要するに急性期から回復期へ、424病院の中身よく見ますと要するに回復期が不足してます、急性期が多いですよというのが最初の論調でございましたので、当時発表される以前から、西伯病院としては急性期から地域包括ケアに5ないし10、返床しますという計画は既に県のほうに出しておりました。それをもって当時平井知事は、全国には既に改革に取り組んでる病院があると、その中の一つに西伯病院の今の取組を全国の中で発表していただきました。既にその計画は、424病院を発表されるされないにかかわらず、きちんともう実行しております。ですから、198床の中でよりよい医療提供をするための機能変更、これは進めております。

それと、これも議会等でも御報告しておりますけど、いわゆる医療用病床を50床持っておりますが、その中に医療療養が30と介護療養が20床、合わせて50床あります。この介護療養病床20床は、令和5年度末までしか持てません。あと2年先にはこれなくす必要がございます、これ今西伯病院ではこれはもう医療療養に切り替えようということで、これも着々と進めているということで、ちょっと繰り返しますけど198床は堅持して、その中でよりよい医療提供ができる組替えは進めているということでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。町長が厚生労働省に行って異議を申し立てたということについては、私たちも非常によく言ってくださったなと思いますのと同時に、私はいつも病院のことを質問して、少し心もとなくとかどういふ表現が適切かな。これでいいのかなと思ってしまうことは、町長は必ず答弁なさったときに、私は公立病院の設置責任者は、たとえ病院に病院の管理者置いたとしても、公立病院での最後の責任者は町長だと思ってここで質問してるわけですよ。そのときに、病院としても前向きに病院で頑張ってもらいたいというのは、それはあなたがた内部で話しすることであって、議会に言うときは町長が全面的に責任を持って言うべき

ことではないかなというふうについていつも思うわけなんですけども、この私の憂いというのは町長、どう解決してくれますか。

私が考えているのは、どこの病院の例えば日南町で行った公立病院とか大阪でやった公立病院とか聞きましたも、やはりこの長とか市長の姿勢ってすごく大きいんですよ。そういうこと考えたときに、町長は全然悪気なく言ってるのかもしれませんが、私たち議員から見たら何とも心もとないことをおっしゃってるなと思えて仕方がないんですよ。少なくとも議場で西伯病院のことをお述べになるときは、自ら責任があるという立場でお答えいただけませんか。病院にそれしろと言ってますでは、それは中身でやってください、中で。どうでしょうか。それはお互いに確認し合いたいと思うんです。全て、細かいことは病院に聞きますけども、姿勢とか町の中で病院があるべきかということは町長がお答えになるべきではないかと思うのはどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。最終責任は開設者の町長にありますので、私の姿勢がもし問題があれば、訂正したいと思っています。

今週、2月、3月、3月の病院だったか、この前、院長とお会いしたのは……（発言する者あり）3月の定例会だな。月1回の院長、管理者との定例会で先日も少し遅くまで、病院の在り方であったり、それから院長の思いであったり、そういうところをお話を聞きながら、今月中に病院と一緒に住民の皆さんの御意見をぜひ聞きたいなという話をしたところです。

一番の課題というのは、町長や院長の思いのような医療をしようと思えばそういうドクターを集めなければならない。しかし、たくさんある国内のこの病院の中で医師の偏在というのが起きて、あの鳥取大学病院でさえも医局が維持できないといった地方の病院の実態があるわけです。しかし、私たちの気持ちの中には鳥取大学病院から医師を派遣されて維持していただいていた70年という歴史というものもあるわけですよ。そういうジレンマの中で、医療の業界が大きく動いています。

施政方針の中で言いましたけど、そういう中で女医さんですけれども小児科の非常にやる気のある先生が西伯病院でやってみたいと言っていたことは一つの光明だろうと思っています。そういう、あそこには保育園を持ってまして、今医師の間ではフィフティー・フィフティー、5対5ぐらいまで女性医師が増えてきています。そういう意味で、造るときには大反対だったあの保育園ですけれども、今その保育園によって女性医師や看護師さんたちが確保できていることは非常によかったなと思っています。

そういうこともあって、子育てをしながら医師を続けていきたいという女医さんたちが集まっ

てくるのが今後の西伯病院の将来を分かたつてはないかなとも思っています。感謝として西伯病院がこれからも住民の安心の提供を続ける病院であり続けるために、行政と両輪になって頑張っていかなきゃいけないと思っていますところでございます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。先ほどちょっと私、言葉足らずでした。いわゆる感染症対策、コロナでございますが、もう3年目入ってますが、西伯病院は鳥取県の入院協力機関病院としまして最初から入院受入れを協力しております。これは決して空き部屋をちょっと出してということではございません。専用のゾーンをつくりまして廊下に仕切りを6枚、もちろん交付金のお金使わせてもらいましたけど、6枚のドアを使ってエレベーターも専用のエレベーター、造ったわけじゃありませんけど、これはあるエレベーター、専用のエレベーター使って、たまたまそのエレベーターが到着するところのゾーンをコロナ専用にして、繰り返しますけど6枚ドアつけて、ここは安全用グリーンゾーン、ちょっと危ないよ、イエローゾーン、ここは危ないよ、レッドゾーン、こう3つ分けまして、うまく切り替えないと怖いんです。完全な防護服を着て対応しております。既に今日現在もやっておりますが、かなりの数の患者様を受け入れてやっております。それは決して198床は、何ていいますか、余裕があってやってきておるわけではなくて、受け入れるためには最初1週間ぐらいかけてきめ細かく、もうちょっと退院できそうな人はもう早めに退院、早めに言ったらおかしいですけど、要するに可能な限りのベッド調整をしてその協力する10床を生み出しておる。今は9床なんですけどね。当初は10床をつくり出しております。ですから、申し上げた198床に余裕があって10床が確保できるということではなくて、198床、西伯病院がその機能を最大限有効活用してコロナ対応も取らせていただいているということを御理解願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 1点聞きます。今、開設者が、病院は地域のため、住民のためになっていくよう、自分もやるって言われましたが、さっき公営企業特別会計の水道会計でもお聞きしましたが、水道会計の基金期末残高は3,000万だったかな。3,000万。それで病院の当初予算規模は22億円ぐらい。その期末残高の3,000万、キャッシュ・フロー、これは大丈夫ですか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。予算書で一時借入金5億円の限度額をお示ししましたが、ここ近年、キャッシュ・フローは年度末の残高記載しますが、残念

ながら1億もしくは1億5,000万といったいわゆる借入金をしております。それは年度末越えるために借り入れますけど、4月すぐ交付金入ってまいりますので4月にはすぐお返しするという繰り返しなんですけど、この繰り返しで一応年度末のキャッシュを維持してるということでございます。これはこの一時借入れをゼロにしたいということで今一生懸命日夜努力しております。今年度の予算は24億規模で近年一番大きい金額になっておりますが、先ほど来出てますへき地の補助金も頂きます。そういったもの今申し上げましたように医師の確保とかそういった経費もかさんでおります。そういった中で、何とかこの一時借入れをしなくてもいいような経営を目指したいと。特に4年度は金額的にも、繰り返しますけど大きな金額にしております。何とかこれをきめ細かく経費をチェックしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議会も議員さんも病院に対しては一つも、ぜひ頑張って、残して頑張っていたきたいという気持ちは十分、今まで病院の予算、議会が否決したことはございません。私の記憶ではあんまりなかった。その中で、キャッシュ・フローが3,000万、今、期末残高が3,000万しかない。町長、このような状態でして、今交付金もトンネルで五、六億入れております。本当に職員は頑張ってる中でもこんな状態なんです。コロナの交付金が入ってもこんな感じなんです。これはぜひとも町として、開設者として助言またいろんな政策等を繰入れしていただいて、424病院の中でもこれが残るようなことを力をお貸ししていただきたいと思いますが、開設者としてこの件についての御所見をお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。キャッシュ・フローの話が出て大変、言ってみれば現金が財布の中に何ぼあるのかということで、私も聞いたことがあり、何ぼあったら回あだという話をしたところ、1か月に払うお金、できれば2か月分。1か月分では何ぼなのかというと24億の収入支出の予算ですので、1か月2億、ですから最低2億、よからば3億から4億がキャッシュ・フロー値です。しかし、今言われましたように3,000万。しかし、これは3月31日でぐるっと回って4月の4、5日ぐらいに交付税によってそこに数億投入してそこで1億5,000万、銀行にお返しすると。ですから本来の形には見えませんが、そういうことをしながらそのキャッシュを生み出し何とか回してるというのが実情です。非常に厳しいのがそういうところで、町としてもできるだけ早くその現金を西伯病院に投下し、そしてまた収益で回しながら1年間回してもらおうということが続いているところでございます。

行政が応援するのはお金だけかということ、お金が一番大事なんだろうけども、先ほどからの資料も見ていただきましたように、南部町自体の財政も非常に厳しい状態にあります。いろいろな面で西伯病院も御支援していますけれども、今年高田院長一生懸命やっただきまして、サテライトの診療所も南さいはくのほうにやっていただいたことで、へき地診療として特別交付税の獲得もしっかり頑張ってくれました。そういう原資をしっかりと利用しながらさらなる医療の充実と、そして住民に安心してもらうような医療の体制することで、西伯病院の経営を何とか改善する、それに対して町も一生懸命応援すると、そういう体制を取っていきたいと思っています。なかなか現金を、現ナマを潤沢に出し続けるような状態にはないことは皆さんも御承知のとおりで、私もそういうことはできないと思っています。今ある内容、さらにはいろいろなところからお金をかき集めながら、行政もよし、それから病院もよしというものを追わなければならないわけですから、まず議会の御支援をぜひお願いいたしたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第27号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計予算、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第28号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） ここで休憩を行います。再開は14時50分とします。

午後2時41分休憩

午後2時50分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第16 発議案第1号

○議長（景山 浩君） 日程第16、発議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨義文です。

.....
発議案第 1 号

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
この提案理由ですけれども、本発議案につきましては、決議文にも記述しておりますが、2 月 24 日に始まったロシアのウクライナ侵攻は、世界各国からの非難を浴びながら、本日 3 月 4 日で 9 日が経過しています。

日々報道される状況は悪化の一途をたどり、停戦協議も平行線をたどったままです。

今や戦火は市街地まで及び、ウクライナの一般市民にまで多くの犠牲が強いられている現状は、まさに侵略そのものです。

この暴挙に対し、南部町議会としても強い抗議の意思を表明し、一刻も早い停戦によるウクライナ市民の安全確保を願い、緊急の決議提案をするものです。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、決議文を朗読いたします。

.....
別紙

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）

令和 4 年 2 月 24 日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。国際社会が痛烈に非難するなにかいかなる理由があれ、このような行為はウクライナの主権と領土を侵害するものであり、武力による威嚇及び武力の行使を禁じる国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。これまで国際社会は二度の大戦を痛苦の教訓とし、平和の秩序の構築にたゆまぬ努力をしてきた。

ロシアの侵略行為は欧州に止まらず、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないきわめて深刻な事態である。

南部町議会は、ロシア軍による侵略に断固抗議する。そしてロシアに対し即時に攻撃を停止し、

ウクライナからロシア軍を撤退させることを強く求める。

また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、唯一の被爆国として厳しく抗議する。

停戦協議ではロシアは即時の無条件撤退に応じ、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....
よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。（拍手）

.....
○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、7日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 5 分散会
